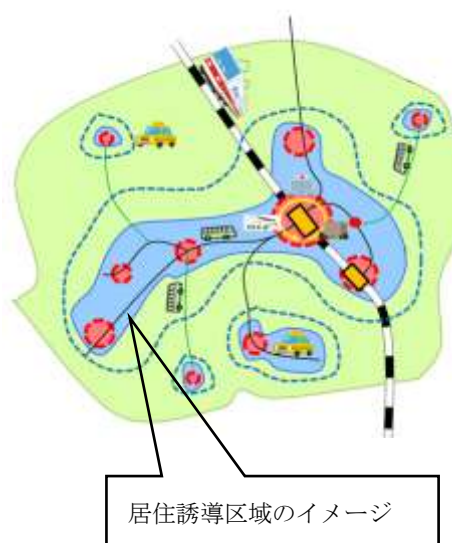


第5章 居住区域について

5-1 居住区域の考え方

都市再生特別措置法第81条に規定する居住誘導区域は、人口減少が進む中においても医療、福祉、商業等の生活サービス機能や公共交通等が持続的に確保されるよう、一定のエリアにおいて人口密度を維持する区域とされています。

また、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めることとされています。



都市計画運用指針では居住誘導区域の設定に関して以下のように示しています。

- ◆都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ◆都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、それら拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ◆合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

「居住誘導区域」は、都市再生特別措置法第81条第2項に記載されている表現です。誘導区域とありますが、居住や都市機能を特定の区域にすべて集約することではありません。

市街化区域内の土地利用は、良好な都市環境の形成及び機能的な都市活動の推進等を図るため、都市計画法第8条に規定する「用途地域」を設定し、住居、商業、工業等といった土地利用に区分し、それら区分ごとの建築物の用途、密度、形態等に関する制限のもと、都市づくりが進められており、今後も続けられることとなります。

居住に関しては、既に持ち家を所有している方、便利な都市型居住あるいはゆとりある郊外の居住を望まれる方など、市民の価値観やライフスタイルは多様です。

こうした居住地選択のひとつの判断基準として、過度な自動車利用に依存しない生活スタイルを加えた多様な暮らし方が選択できる環境を提供しながら、住み替え等の機会に合わせ、利便性の高い鉄道駅や公共交通沿線周辺において、さらなる都市機能の充実や効率的なサービス提供を図るなど、まちの魅力を高めることにより、長期的な視点で公共交通沿線周辺に住みたいと思える市民を増やしていくことを想定しております。

5-2 本市における居住区域の設定

(1) 上位計画等の居住に関する考え方

居住区域は、以下の上位計画等における居住地の考え方を踏まえながら区域設定について検討します。

《県中都市計画区域マスタープラン》

地区の区分	土地利用の方針
都市型住宅地	・郡山駅周辺は、商業業務機能、福祉・医療機能等との複合化や土地の高度利用を図るため、都市的利便性の高い中高層住宅が主体の住宅地を形成する。
低層型住宅地	・都市型住宅地の周辺は、緑や水辺空間等が整備された、低層住宅が主体の住宅地として整備し、ゆとりと潤いのある質の高い居住空間の確保を推進する。

《郡山市都市計画マスタープラン 2015》

地区の区分	土地利用の方針
都心住宅地区 (高密度な複合市街地)	・鉄道やバスなどの公共交通機関をはじめとして自転車や徒歩により、多種多様な都市サービスを享受できる生活利便性の高い居住を推進する中高層の都市型住宅地の形成を図ります。 ・郡山駅を中心とする都心ゾーンにおいては、医療・福祉・商業等の高度な都市機能の集積したサービスが受けられる都心居住を推進します。
周辺住宅地区 (中密度な住宅地)	・住宅を主体としつつも店舗や事務所などと共存した地域として、既存の都市基盤ストックを活用しながら、都心ゾーンへの近接性、生活サービス施設等の都市機能がある利便性を生かし、多様な住まい方を可能とする居住環境の形成や戸建住宅と中高層の共同住宅などが調和した良好な住宅地の形成を図ります。
住宅専用地区 (低密度な住宅地)	・多様な住宅ニーズに配慮しつつ高さや用途などの混在がない低層な戸建住宅を中心に誘導し、ゆとりある良好な専用住宅地の形成を図ります。 ・土地区画整理事業などによる面整備が行われた地域では、現在の良好な居住環境の維持及び改善を図ります。

(2) 設定の方針

前述したように市街化区域内では、用途地域による制限のもとに今後も引き続き土地利用が続けられることになります。

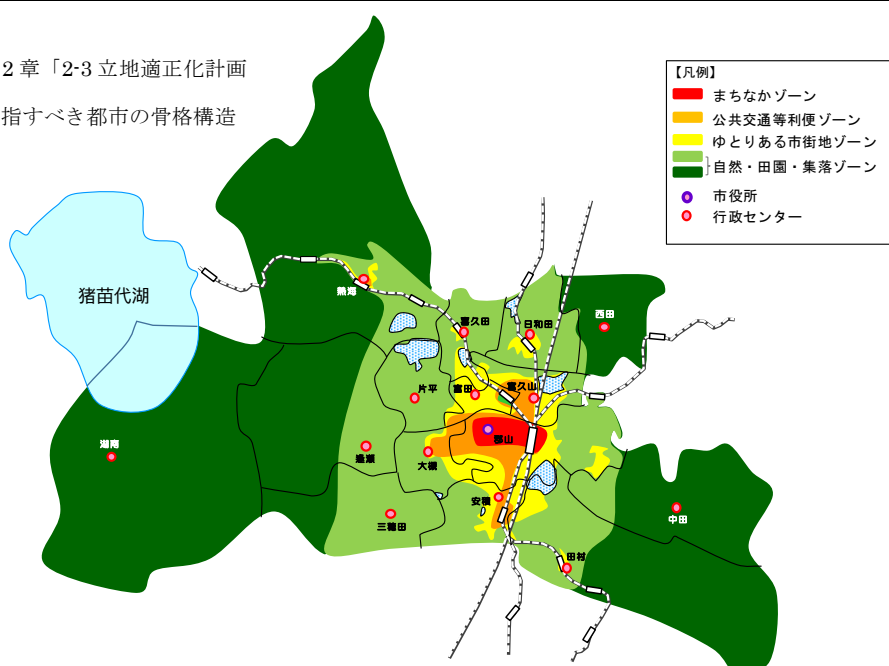
既存ストックを活用し、鉄道駅やバス停などの徒歩圏に居住や都市機能の集積を図り、自動車利用に依存しない安心、快適な暮らしを目指す「居住促進区域」と今後も良好な市街地環境でゆとりある暮らしの「居住区域」、いずれもが選択できる環境を提供し、多様な暮らしができる区域として以下のとおり設定します。

《居住誘導区域の設定》

土地利用区分	分 類※	地区ごとの暮らしのイメージ	立地適正化計画
市街化区域	まちなかゾーン	・中高層の共同住宅に住み、徒歩や自転車等の利用を中心に日常生活をはじめ高度で多様な都市サービスを身近に享受できる暮らし	<u>居住促進区域</u> (都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域)
	公共交通等利便ゾーン	・鉄道やバス等の公共交通が充実した市街地に住み、徒歩、自転車、公共交通等により都市サービスを便利に享受できる暮らし	
	ゆとりある市街地ゾーン	・開発等による良好な市街地環境のゆとりある低層住宅地に住み、主に自動車利用で活動する暮らし	<u>居住区域</u> (任意の区域)
市街化調整区域	自然・田園・集落ゾーン	・自然環境に囲まれた中でゆとりある低層住宅に住み、農林業等を中心に営む暮らし	(参 考)
都市計画区域外			

(イメージ図)

※この分類は、第2章「2-3 立地適正化計画の基本方針」(2)目指すべき都市の骨格構造を準用。



(3) 設定する範囲

区域名	区域設定の考え方
居住促進区域 (都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域)	①都市機能誘導区域を含む区域 ②基幹的公共交通路線の沿線区域 ・鉄道駅からおおむね半径 800m の徒歩圏域 ・バス停からおおむね半径 300m の徒歩圏域 ③居住に適さない区域（第 3 章「3-2 誘導区域に含めない区域」）を除く区域
居住区域 (任意の区域)	①市街化区域内で「居住促進区域」以外の区域 ②用途地域等で居住が認められている区域

◆徒歩圏及び基幹的公共交通路線について

「都市構造の評価に関するハンドブック」(2014 (平成 26) 年 8 月国土交通省) で示されている数値を採用しています。

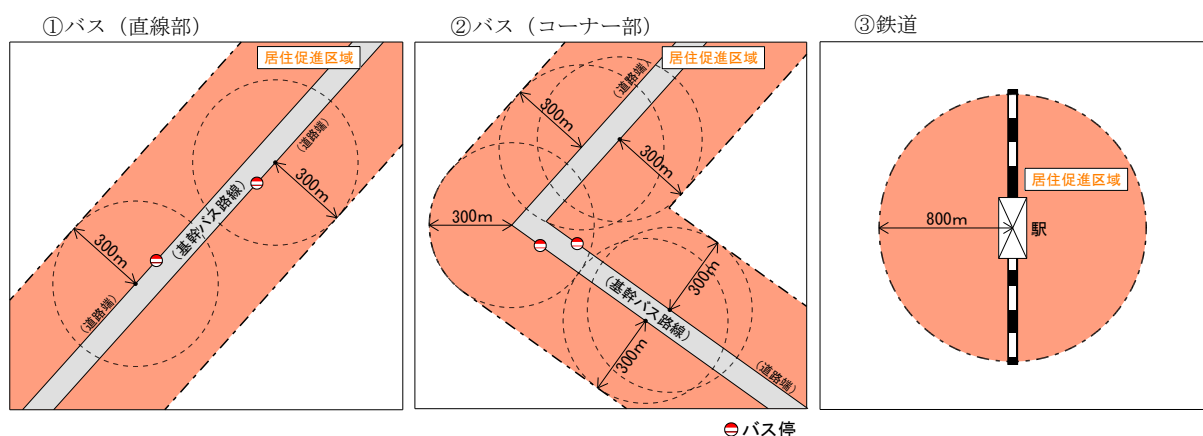
【徒歩圏】

- ・鉄道駅については半径 800m、バス停については半径 300m

【基幹的公共交通路線】

- ・日 30 本以上の運行頻度の鉄道路線及びバス路線

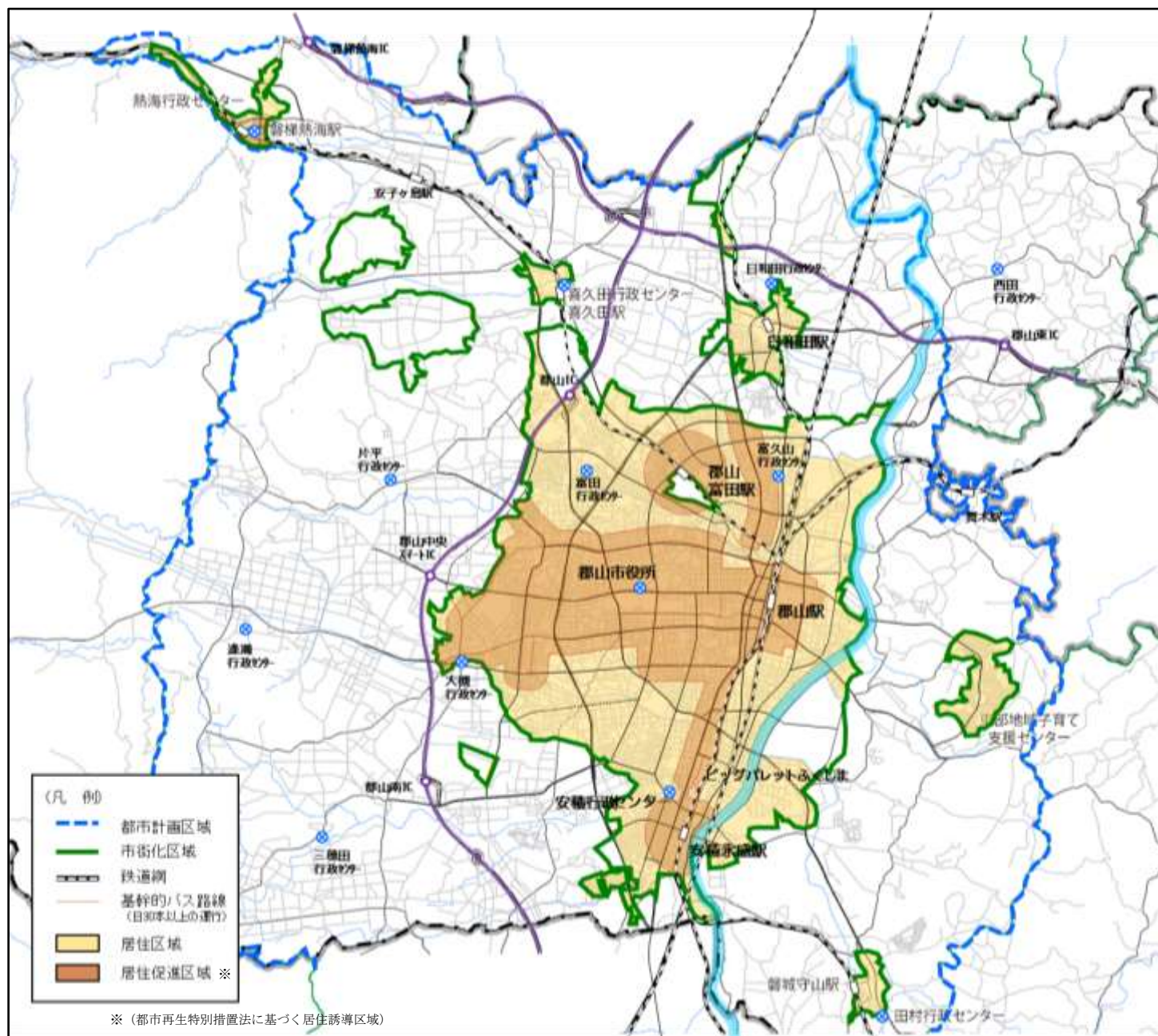
◆居住促進区域の境界線について



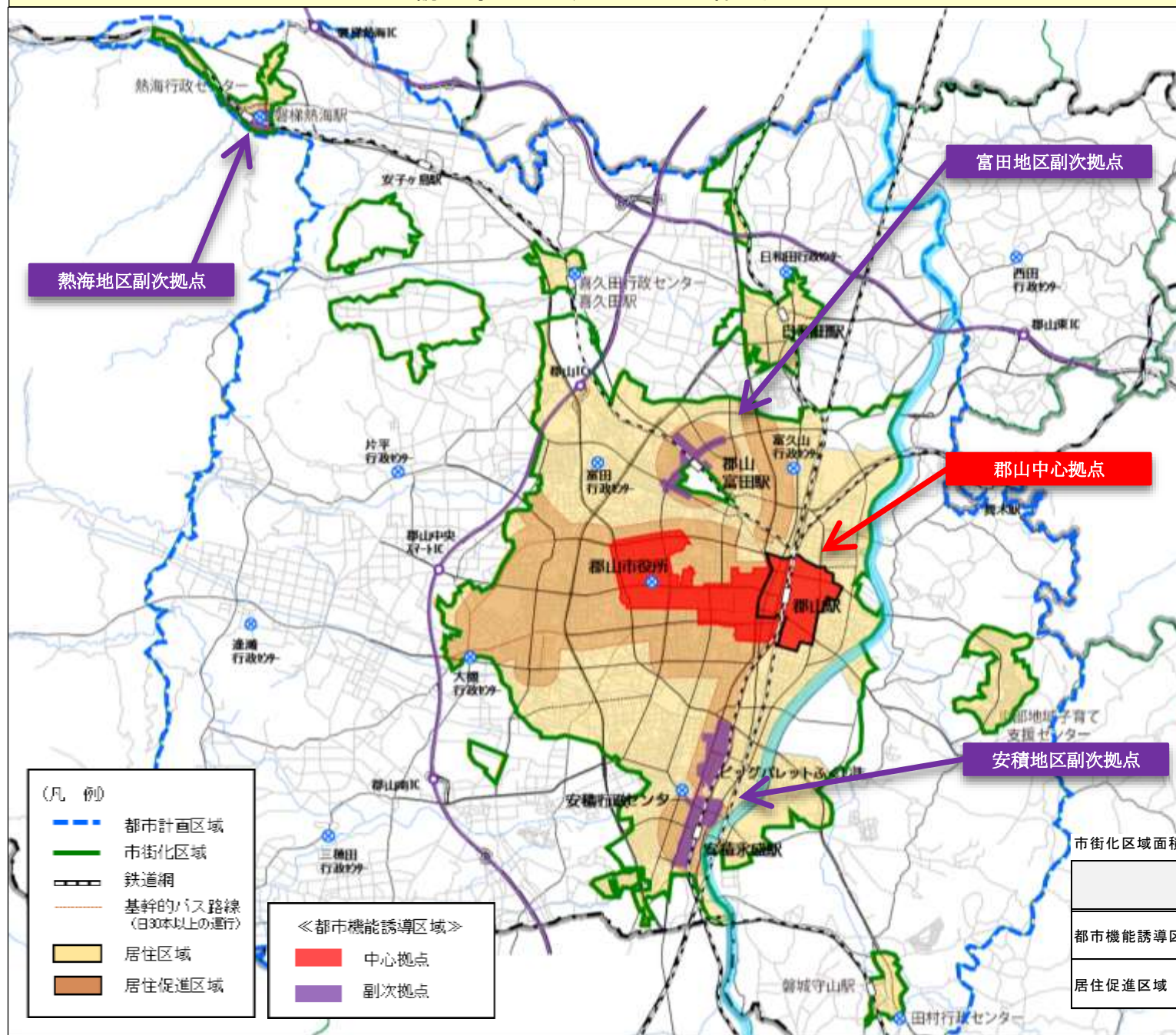
5-3 居住区域

居住区域は、鉄道及びバスによる公共交通網の活用を基本に駅やバス停等の徒歩圏に居住や都市機能の集積を図り、自動車利用に依存しない暮らしの「居住促進区域」と今後も良好な市街地環境でゆとりある暮らしの「居住区域」を設定し、いずれもが選択できる居住環境を提供することとします。

※市民の多様なライフスタイルに合わせて自由な暮らし方の選択は今後も可能であり、必要となる行政サービス等も区域内外に関わらず提供していくことになります。



誘導区域の全体図



誘導施設		中心拠点	副次拠点
病院	◆消防法第2条第9項の規定に基づき救急病院等を定める省令により県知事が告示した病院	○	—
	◆医療法第1条の5第1項に定める病院	—	○
文化施設	◆博物館法第2条第1項に定める博物館	○	—
	◆博物館法第29条に定める博物館相当施設	○	—
子育て支援施設	◆地方自治法第244条第1項に定める公の施設のうち文化施設	○	—
	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	／	／
	②子育て等に関する相談・援助の実施	／	／
	③地域の子育て関連情報の提供	／	／
交流施設	④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	／	／
	◆上の①～④を目的とする施設で延床面積が1,000㎡を超える施設	○	—
広域行政施設	◆上の①～④を目的とする施設で延床面積が300㎡を超える施設	—	○
	◆劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に定める施設	○	○
広域行政施設	◆地方自治法第155条第1項又は156条第1項に定める都道府県の機関の庁舎	○	○
	◆地方自治法第244条第1項に定める市の公の施設	○	○

市街化区域面積：6,886ha

	面積 (市街化区域に対する割合)	人口 (人口密度)
都市機能誘導区域	694ha (10%)	—
居住促進区域	2,300 ha (33%)	107,678人 (46.8人/ha)

(2018(平成30)年4月1日現在)

第6章 水災害に関する防災対策（防災指針）

6-1 防災対策検討の背景

「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、国は、2014（平成26）年に都市再生特別措置法を改正し、「立地適正化計画制度」を創設しました。本市におきましては、この制度に基づき、2019（平成31）年3月に「郡山市立地適正化計画」を作成したところであり、都市機能誘導区域及び居住促進区域の設定に当たっては、河川整備の計画規模（L1）における浸水深1mを超える箇所及び家屋倒壊等氾濫想定区域は原則除外するなど、水災害^{※1}への対応を考慮した計画としていました。

このような中、令和元年東日本台風により、郡山市管内では、国管理の阿武隈川において8か所の越水・溢水、県管理の藤田川・谷田川においては、それぞれ2か所の堤防の決壊が生じ、市全体で約1,400haが浸水するなど、過去最大の被害となりました。なかでも、当計画において設定した都市機能誘導区域の3.6%（約25ha/694ha）、居住促進区域の2.3%（約54ha/2,300ha）が浸水し、一部の地区では最大約2mを超える浸水深が確認されるなど甚大な被害を受けました。

こうした近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、国においては、災害リスクを勘案した防災まちづくりを推進するため、2020（令和2）年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に「防災指針」の記載を位置付け、居住誘導区域内等で行う防災対策・安全確保策を定めることになりました。

この章では、前章までに定めた都市機能誘導区域及び居住促進区域に対し、本市固有の水災害に関するリスク分析やその対策等、国・県・市、その他あらゆる関係者による「流域治水」の考えを基本に、浸水被害の低減や土地利用の観点を含めつつ、新型コロナウイルスをはじめ様々な感染症がもたらすニューノーマルに配慮した「防災コンパクト都市」としての取組について検討します。

※1：「水災害」とは、水害（洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮）及び土砂災害

※2：「流域治水」とは、河川区域、氾濫域のほか、集水域を含めたすべての流域のあらゆる関係者が協働する治水対策

2014（平成26）年8月 「都市再生特別措置法」の一部改正により「立地適正化計画制度」が創設

『郡山市立地適正化計画』の作成

2019（平成31）年3月 ※L1洪水浸水想定区域における浸水深1メートルを超える箇所を居住促進区域から原則除外し、水災害に考慮した計画としています。
※法律上は「居住誘導区域」となるが、本市は「居住促進区域」としています。

2019（令和元）年10月 令和元年東日本台風

⇒ 都市機能誘導区域の3.6%（25ha/694ha）、居住促進区域の2.3%（54ha/2,300ha）が浸水



【国土交通省資料（暫定値）】



（第57回河川分科会配布）

令和元年東日本台風における阿武隈川（福島）のピーク流量は、観測史上最大を記録し、河川整備計画の目標を超過した。

L1：河川法施行令第10条の2第2号イに規定する河川整備において基本となる降雨

L2：水防法第14条第1項に規定する想定し得る最大規模の降雨（ハザードマップで示す洪水浸水想定区域）

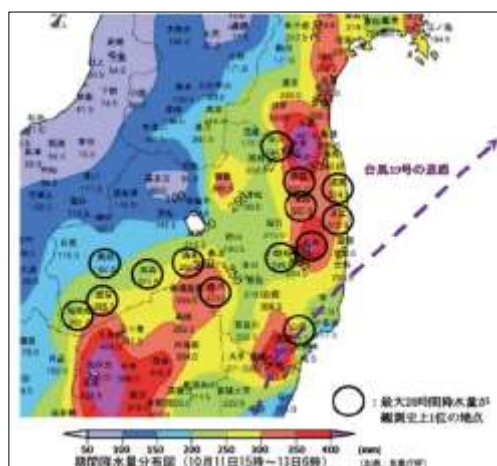
2020（令和2）年9月

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行
⇒ 立地適正化計画に防災指針の記載を位置付け

6-2 令和元年東日本台風による浸水被害

◆令和元年東日本台風（台風第19号）の概要

本市では、10月11日から前線の影響で雨が降り出し、12日には台風第19号の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い、12日夕方から13日未明にかけては非常に激しい雨となり、局地的には猛烈な雨となった。11日15時から13日6時にかけての期間降水量は195.5mm（郡山観測所）を記録した。また、郡山観測所での日降水量185.0mmは、1976年の統計開始以来、通年で1位の値を更新した。この台風による大雨により、本市では初めてとなる大雨特別警報（警報レベル5相当）が発表され、阿武隈川の越水などによる人的被害や住家被害が発生するなど、甚大な被害となった。



（資料：気象庁）

《市内における台風被害状況》

- ・人的被害：死者6名、負傷者1名
- ・住家被害：全壊649件、大規模半壊989件、半壊3,223件、一部半壊2,870件
- ・非住家被害：全壊244件、大規模半壊342件、半壊1,225件、一部半壊197件



図 令和元年東日本台風の浸水実績と居住促進区域

《居住促進区域内での浸水被害》

居住促進区域において浸水が発生した地区は、若葉町・桜木一丁目周辺地区、郡山駅周辺地区、安積永盛駅周辺地区の3地区でした。地盤高が局所的に低い箇所においては、1 mを超える浸水被害を受けた家屋が約60件(浸水面積約1 ha)ありました。

ア 若葉町・桜木一丁目周辺地区



<浸水状況>

逢瀬川沿川の地盤高が低い一部の箇所においては1 mを超える浸水も見られましたが、その他は1 m以下の浸水でした。

<1 mを超えた浸水エリアの土地利用>

住宅地が広がっており、人口密度が40人/haを超える人口が集積している地区です。

イ 郡山駅周辺地区



<浸水状況>

主要地方道郡山大越線沿いの地盤高が低い一部の箇所においては1 mを超える浸水も見られましたが、その他は1 m以下の浸水でした。

<1 mを超えた浸水エリアの土地利用>

広域的な交通結節点である郡山駅から北東約1 kmに位置し、商業・業務・医療等の重要な都市機能が集積する地区です。

ウ 安積永盛駅周辺地区



<浸水状況>

安積永盛駅東側の地盤高が低い一部の箇所においては1 mを超える浸水も見られましたが、その他は1 m以下の浸水でした。

<1 mを超えた浸水エリアの土地利用>

安積永盛駅に隣接し、主に住宅地が広がっている地区です。



写真②
逢瀬川・赤木小学校付近
(10/13撮影 職員)



写真③
阿武隈川・日本大学工学部付近
(10/13撮影 ㈱スペースワン提供)



写真④
笹原川・日出山付近
(10/13撮影 ㈱スペースワン提供)

6-3 災害リスク分析

(1) 地勢

- ・本市の市街地は安積平野または郡山盆地と呼ばれる平坦地に位置しており、阿武隈川沖積層による安積平野の平坦地が大部分を占めるため、阿武隈川とその支川である逢瀬川の氾濫による水災害が発生しやすい地形となっています。
- ・阿武隈川から西に向かって高くなる地形となっており、市域の西側には山地及び台地・段丘が広がっています。一方で、郡山駅東側、安積永盛駅周辺、逢瀬川兩岸の土地が低くなっており、氾濫平野や自然堤防が広がっています。

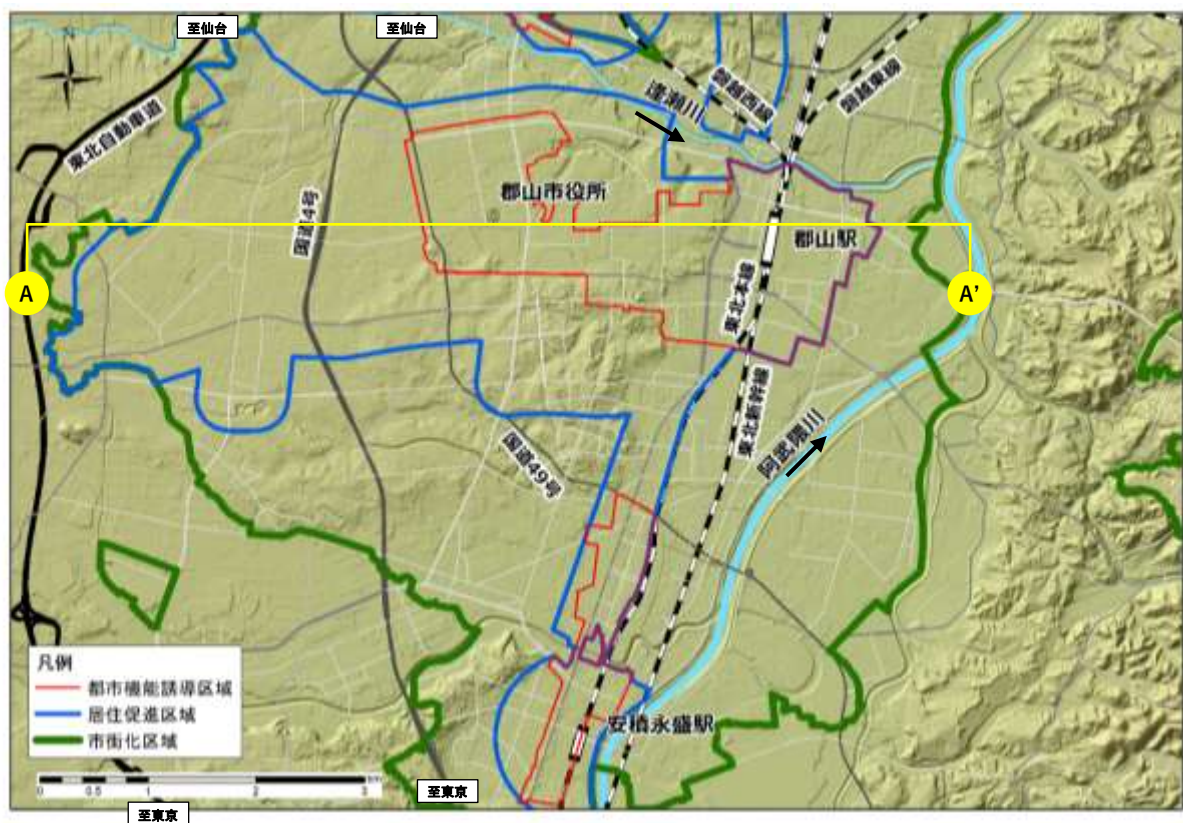


図 標高地形図 (地理院地図をもとに作成)

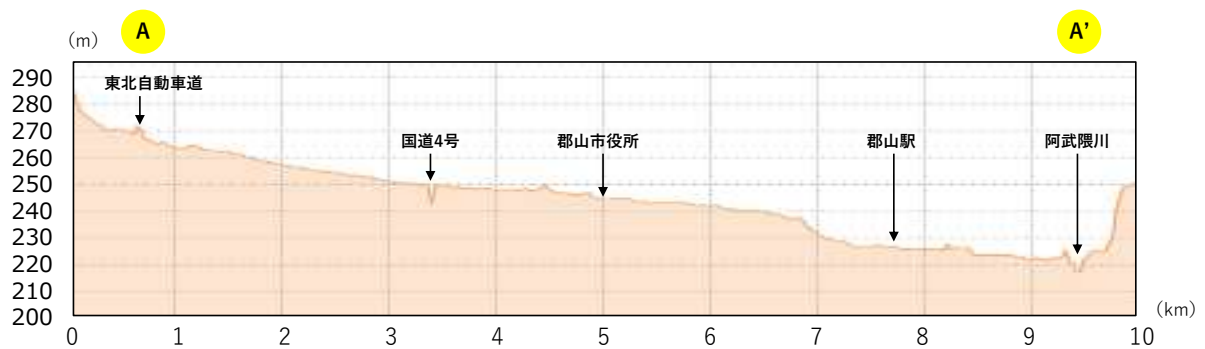
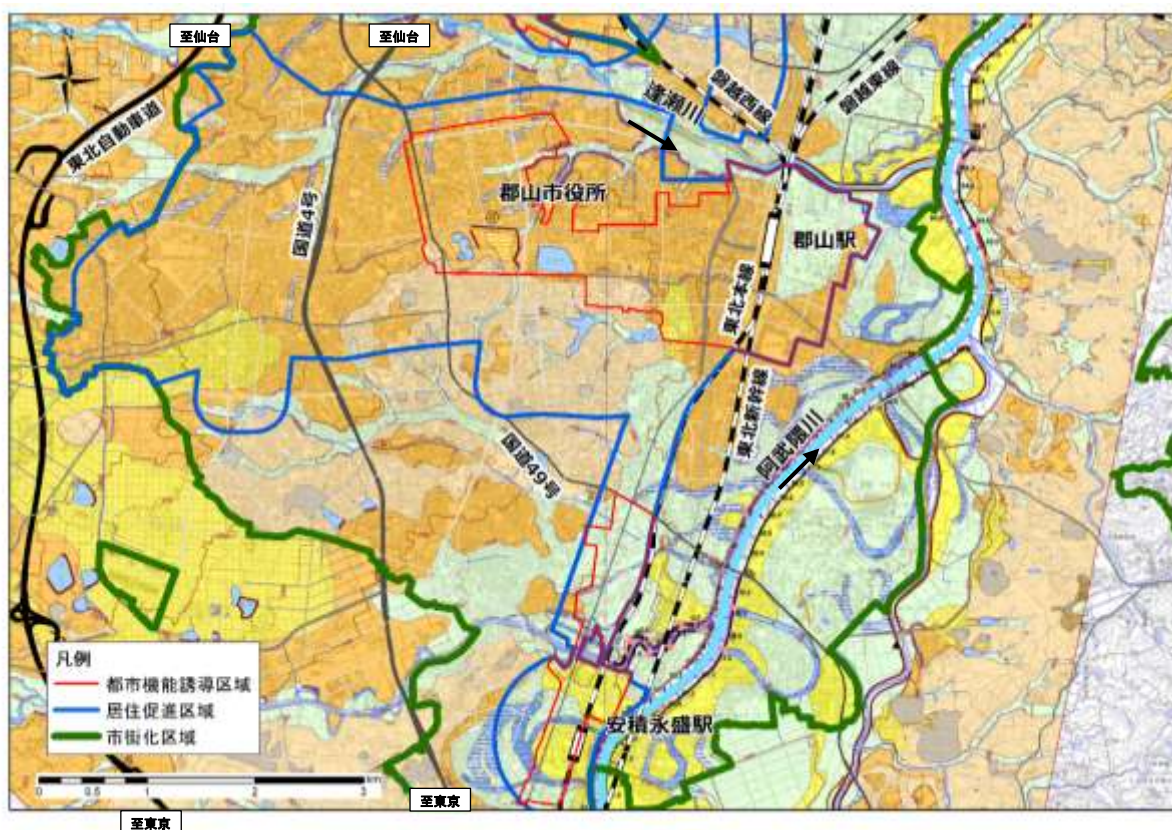


図 地形断面図 (地理院地図をもとに作成)



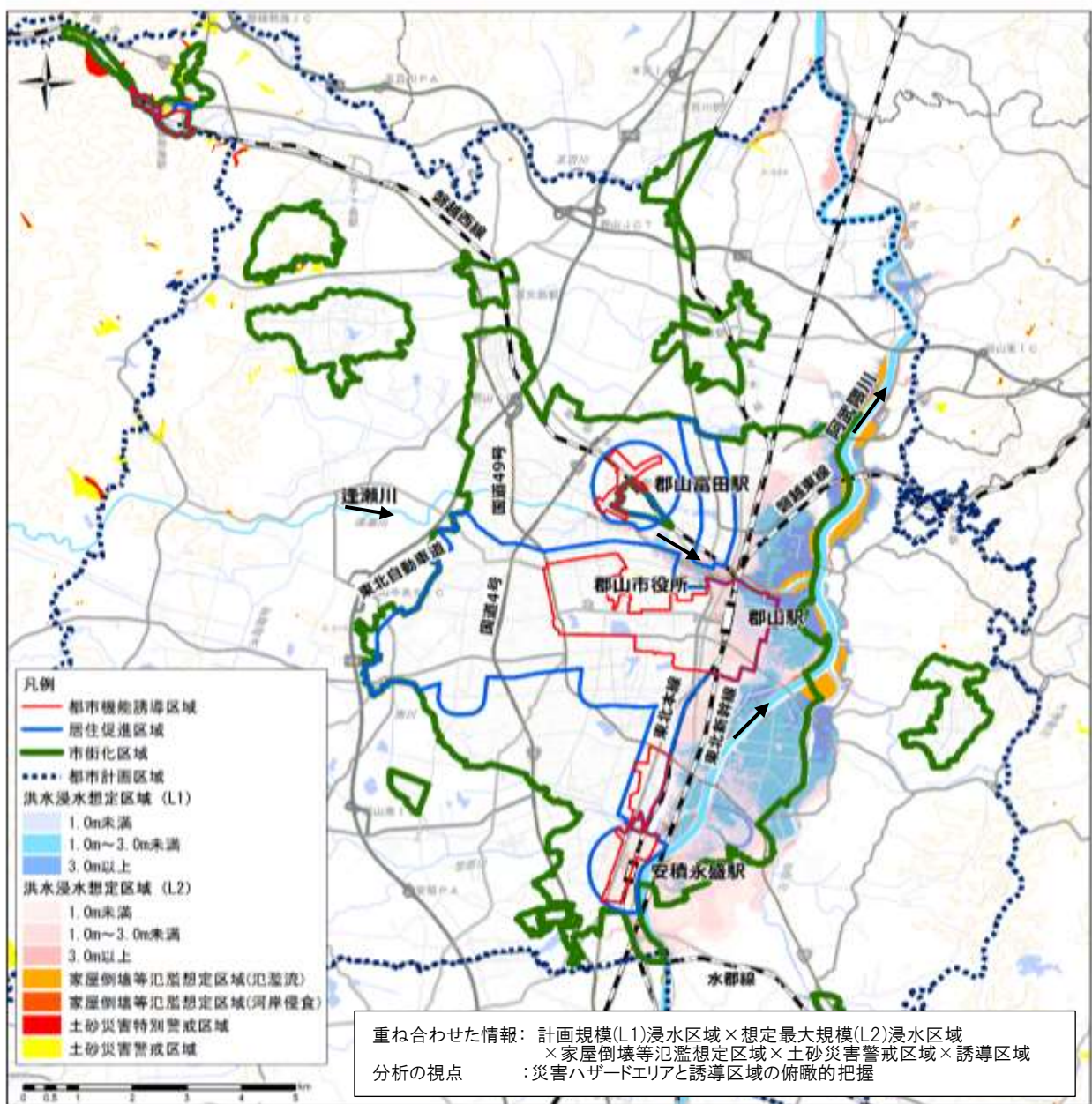
大分類	中分類	小分類	細分類	記号
山地				
台地・段丘		段丘面		
		崖（段丘崖）		
		浅い谷		
低地		山麓堆積地形		
		扇状地		
		氾濫平野		
		氾濫平野	後背湿地	
	扇状地、氾濫平野	微高地（自然堤防）		
		旧河道	旧河道（明瞭）	
			旧河道（不明瞭）	
人工改変地形		盛土地・埋立地		
		切土地		
		連続盛土		

大分類	中分類	小分類	細分類	記号
その他の地形等		現河道・水面		
		地盤高線	主曲線	
			補助曲線	
河川管理施設等	旧堤防	旧堤防	S. 30年代後半～S. 40年代前半	
			S. 20年代	
			T. 末期～S. 初期	
			M. 末期～T. 初期	
	河川管理施設（許可工作物も含む）	堤防	完成堤防	
		護岸		
		河川工作物	樋門・樋管	
			揚排水機場	
		事務所・出張所	出張所	
		距離標		
		測線		

図 治水地形分類

(2) 災害リスクのマクロ分析

- ・都市計画区域内の災害ハザードエリアの分布状況は下図のとおりです。このうち、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域については、災害リスクが高いため、都市機能誘導区域・居住促進区域（以下「誘導区域」という。）から除外しています。また、洪水浸水想定区域については、計画規模(L1)の降雨における浸水深1mを超える区域を誘導区域から原則除外しています。
- ・洪水浸水想定区域については、中心市街地である郡山駅周辺においても計画規模(L1)の洪水浸水想定区域と重なるエリアがあり、想定最大規模(L2)では郡山駅から安積永盛駅にかけて洪水浸水想定区域と重なるエリアが分布しています。
- ・本項ではマクロの視点から見た個別の災害ハザードに関するリスクについて、次頁以降に示します。



計画規模 (L1)：河川法施行令第10条の2第2号イに規定する河川整備において基本となる降雨
想定最大規模 (L2)：水防法第14条第1項に規定する想定し得る最大規模の降雨

図 ハザードエリアの重ね合わせ図

ア 確率規模別の洪水浸水想定区域

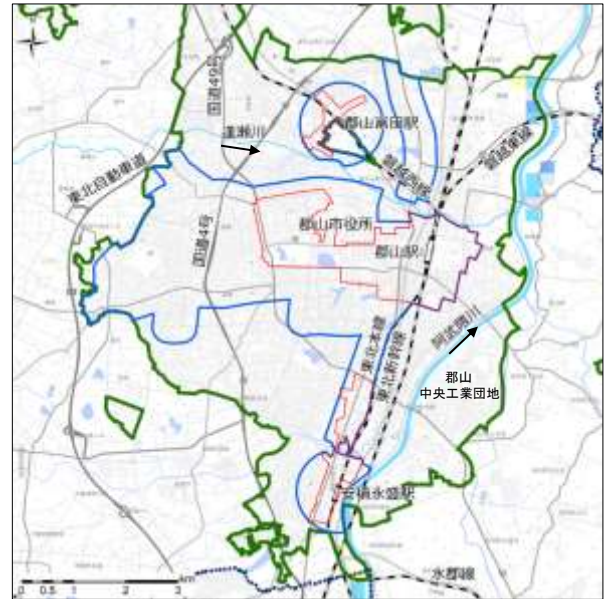
- ・浸水範囲と浸水深の想定は、解析において想定する降雨の規模（確率規模：何年に1度発生する確率のある降雨か）に応じて異なります。
- ・そのため、確率規模に応じて居住促進区域にどのような影響があるか、以下のとおり確認しました。

■ 阿武隈川

① 10年規模



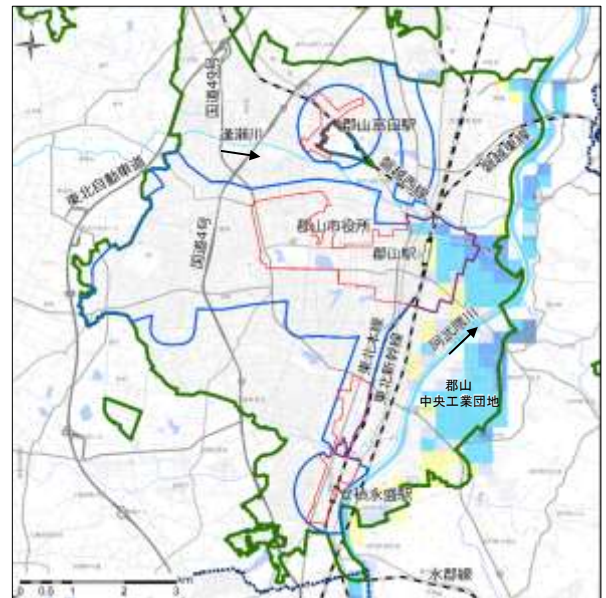
② 30年規模



③ 50年規模



④ 100年規模



重ね合わせた情報：確率規模別の浸水区域×誘導区域
分析の視点：計画規模(L1)より頻度の高い降雨で誘導
区域において洪水浸水が発生するか

資料：福島河川国道事務所

※本洪水浸水想定区域は簡易的な解析によるものであり、
「イ 洪水浸水想定区域（計画規模：L1）」(P98)とは浸
水解析の条件が異なるため、浸水箇所等に異なる点があ
ります。

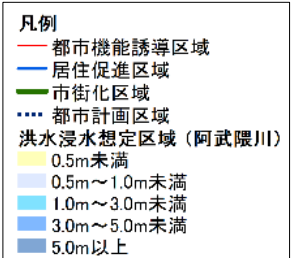


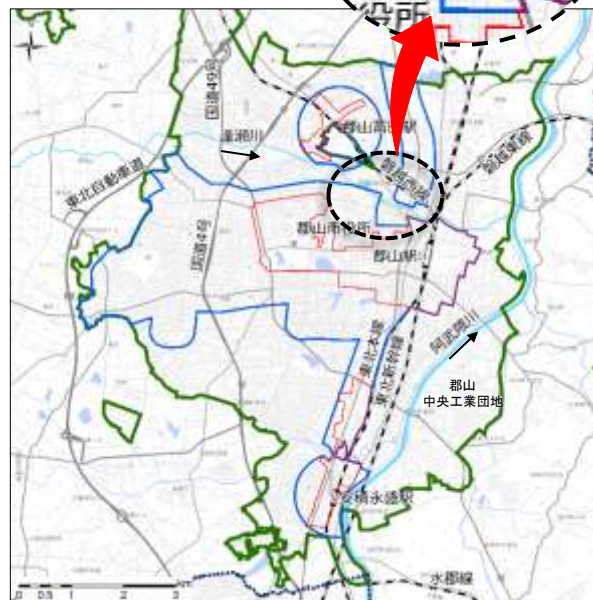
図 確率規模別の洪水浸水想定区域（河道整備状況 H30、阿武隈川）

■ 逢瀬川

① 10 年規模



② 50 年規模



重ね合わせた情報: 確率規模別の浸水区域×誘導区域
分析の視点 : 計画規模(L1)より頻度の高い降雨で誘導
区域において洪水浸水が発生するか

資料: 福島県県中建設事務所

※本洪水浸水想定区域は簡易的な解析によるものであり、
「イ 洪水浸水想定区域 (計画規模: L1) (P98) とは浸水
解析の条件が異なるため、浸水箇所等に異なる点があり
ます。

※逢瀬川では 30 年、100 年確率規模の洪水浸水想定区域の
データが作成されていないため、掲載していません。



図 確率規模別の洪水浸水想定区域 (河道整備状況 H30、逢瀬川)

- ・発生頻度の高い 10 年及び 30 年規模の降雨では、居住促進区域へ浸水は想定されていません。
- ・50 年規模の降雨では、郡山駅東側周辺、郡山中央工業団地周辺で浸水が想定されており、このうち居住促進区域については、郡山駅東側周辺の一部で浸水深 0.5～5 m 未満が想定されています。
- ・100 年規模の降雨では、50 年規模と比較して、郡山駅東側周辺、郡山中央工業団地周辺の浸水範囲が広がり、居住促進区域においては浸水深が 1～3 m 未満の区域と、3～5 m 未満の区域が拡大します。

●郡山駅東側周辺の居住促進区域では中高頻度※で発生する可能性のある降雨によって浸水が繰り返し発生する可能性がある。

※【参考】

中頻度 (100 年に 1 回程度) の降雨規模
中高頻度 (50 年に 1 回程度) の降雨規模
高頻度 (10 年に 1 回程度) の降雨規模

- ・計画規模(L1)の洪水浸水想定区域とは、河川整備において基本となる降雨（阿武隈川においては150年に1度、逢瀬川においては80年に1度発生する可能性がある降雨）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。
- ・計画規模(L1)の洪水浸水想定区域は概ね東北本線の東側と逢瀬川の沿川にみられます。
- ・居住促進区域内では、主に郡山駅の東側と若葉町・桜木一丁目付近で浸水が想定されており、居住促進区域（2,300ha）の3%（62ha）を占めています。浸水深別の浸水面積の割合は、浸水深0.5m未満は30%（18ha）、0.5～1m未満は24%（15ha）、1～3m未満は33%（21ha）、3m以上は13%（8ha）となっています。

●中心市街地や住宅地でも浸水が想定されている。

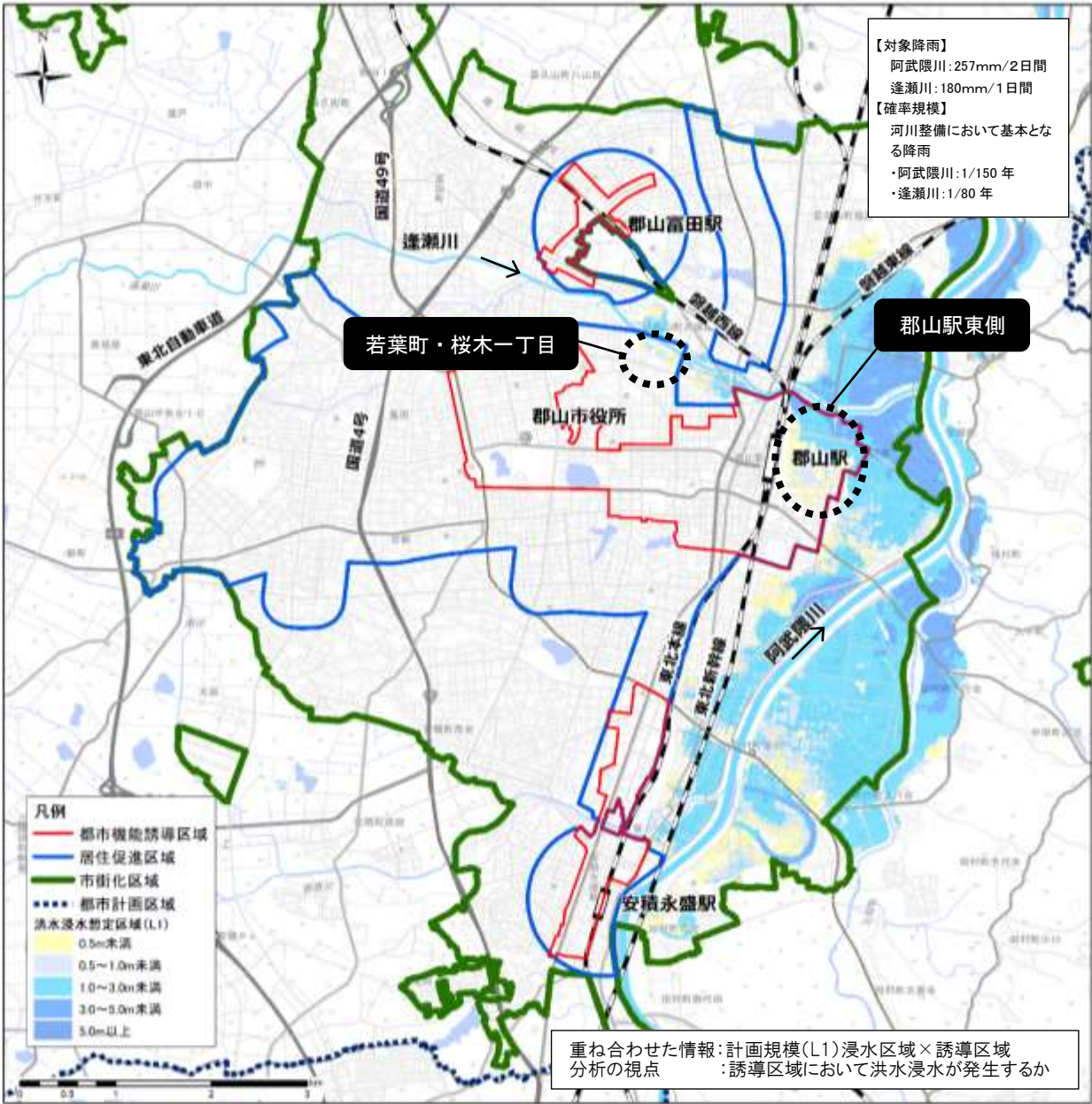
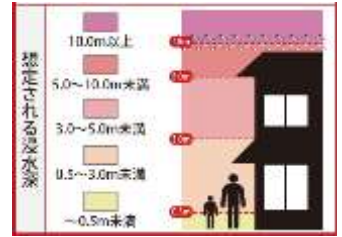


図 洪水浸水想定区域（計画規模：L1）

ウ 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）

- ・ 想定最大規模(L2)の洪水浸水想定区域とは、想定し得る最大の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、洪水ハザードマップで示された区域です。
- ・ 想定最大規模(L2)の洪水浸水想定区域は、計画規模(L1)の場合に加えて、郡山駅及び安積永盛駅の西側の都市機能が集積する市街地にも浸水が広がっています。
- ・ 居住促進区域内では、若葉町・桜木一丁目周辺地区、郡山駅周辺地区、図景周辺地区、安積永盛駅周辺地区で浸水が想定されており、浸水面積は居住促進区域（2,300ha）の13%（299ha）を占めています。浸水深別の浸水面積の割合は、浸水深0.5m未満は20%（59ha）、0.5～1m未満は21%（63ha）、1～3m未満は47%（141ha）、3m以上は12%（36ha）となっています。



※浸水深3mを超えると、住宅の2階まで水没するおそれがあり、垂直避難が難しいとされています。

●居住促進区域内の複数の地区で、浸水が発生する可能性がある。

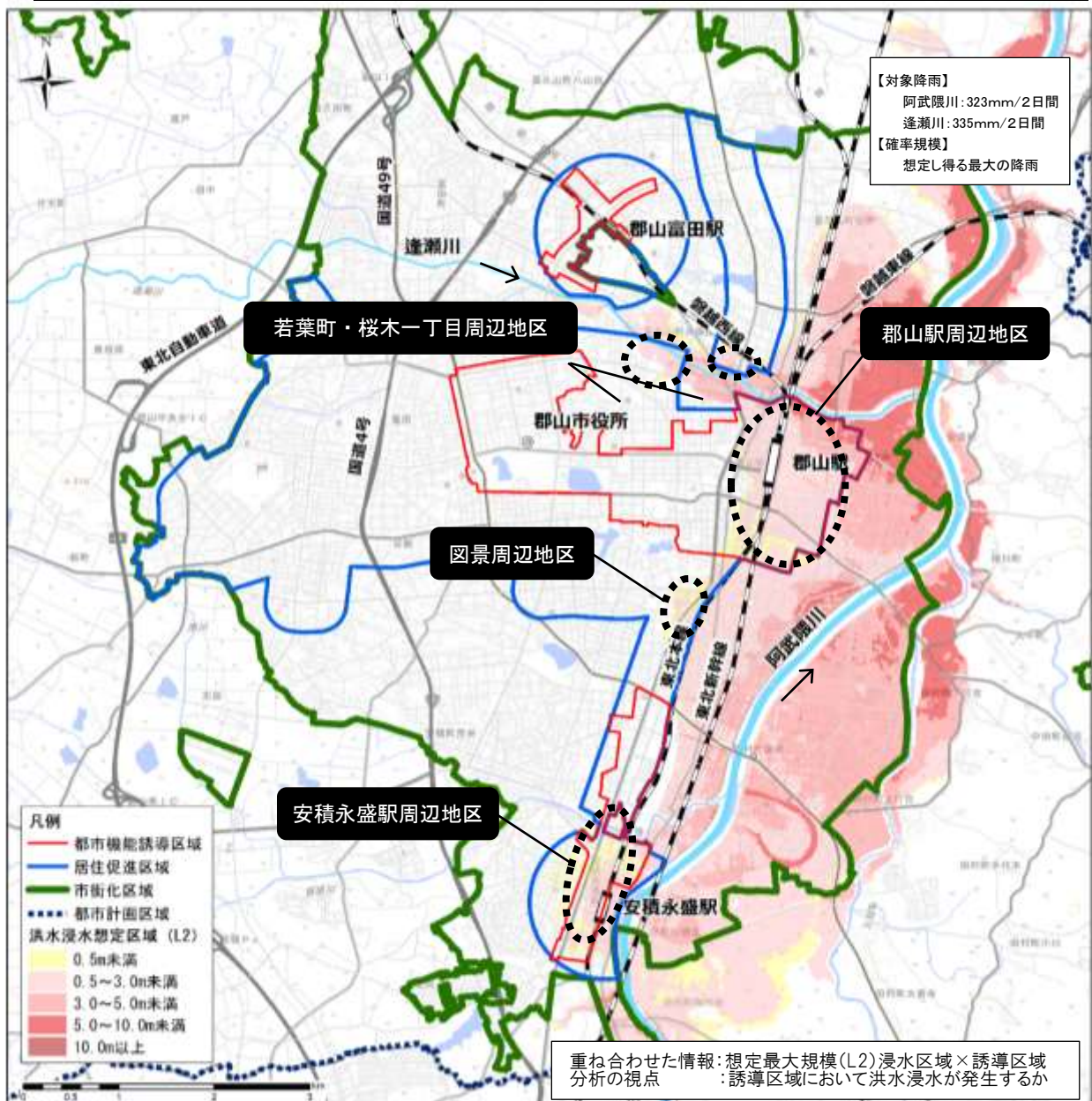


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）

エ 浸水継続時間（想定最大規模：L2）

- ・想定最大規模（L2）の洪水が発生した場合に想定される浸水継続時間は、阿武隈川及び逢瀬川の沿川の一部の区域で72時間（3日間）以上となっています。
- ・居住促進区域内においても郡山駅の東側で浸水継続時間が72時間（3日間）を超える区域がみられ、居住促進区域内の浸水面積（299ha）の8％（23ha）を占めています。
- ・避難が72時間（3日間）を超える場合には、各家庭における避難生活に必要な食料等の備蓄が不足し、健康障害の発生や、生命に関わる危機が生じるおそれがあります。

●浸水継続時間が72時間を超過し、避難時の備蓄の不足などが懸念される区域がある。

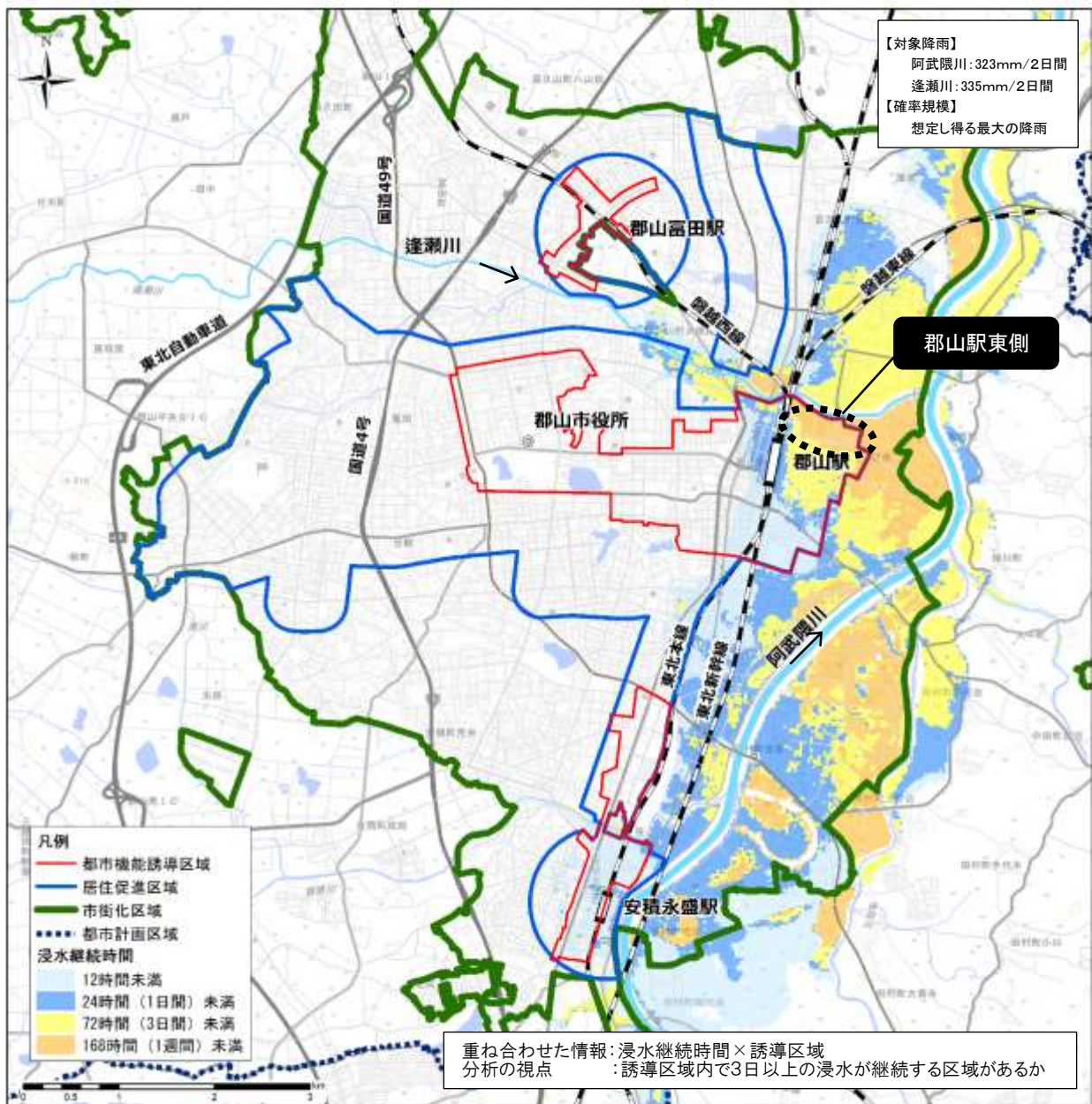


図 浸水継続時間（想定最大規模：L2）

オ 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模：L2）

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域とは、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です
- ・阿武隈川及び逢瀬川の沿線の一部地域において、市街地と家屋倒壊等氾濫想定区域が重なるエリアが存在しています。
- ・これらの区域は災害リスクを考慮して誘導区域から除外しています。

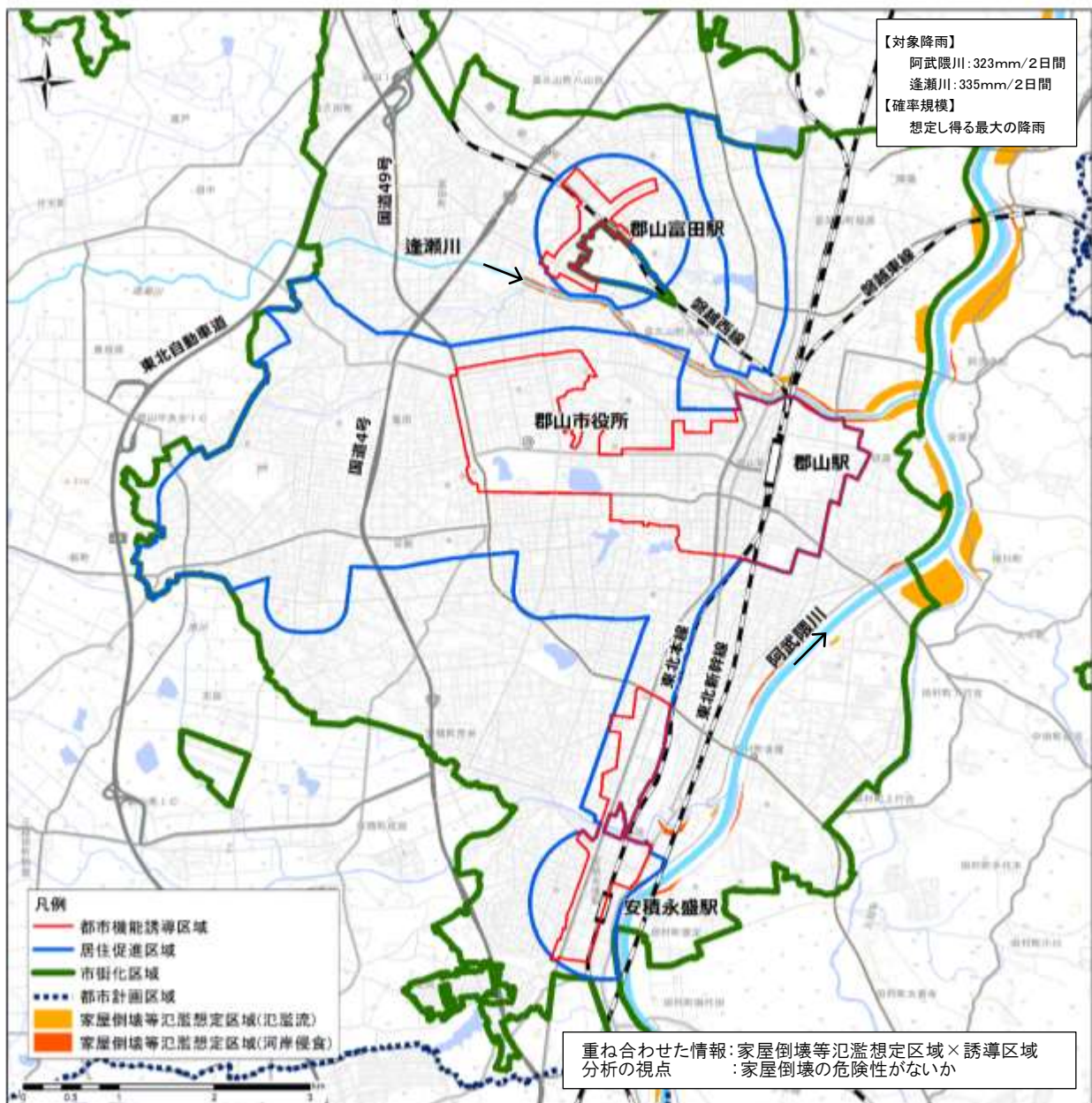


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模：L2）

カ 土砂災害（特別）警戒区域

- ・土砂災害（特別）警戒区域は、急傾斜地の崩壊等による土砂災害のおそれのある区域です。
- ・市街化区域内にもわずかながら土砂災害（特別）警戒区域が点在しています。
- ・これらの区域は災害リスクを考慮して誘導区域から除外しています。

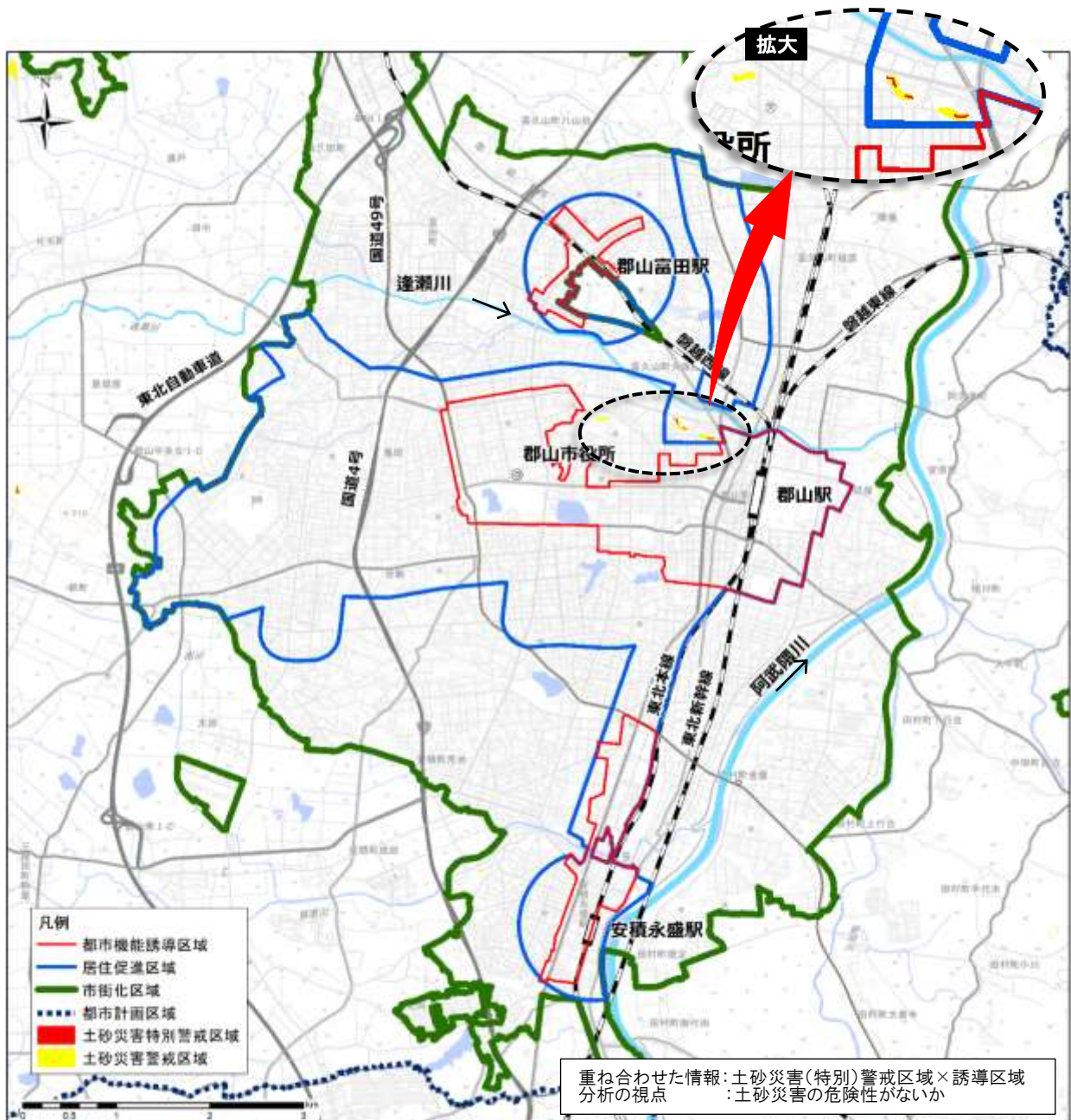


図 土砂災害（特別）警戒区域

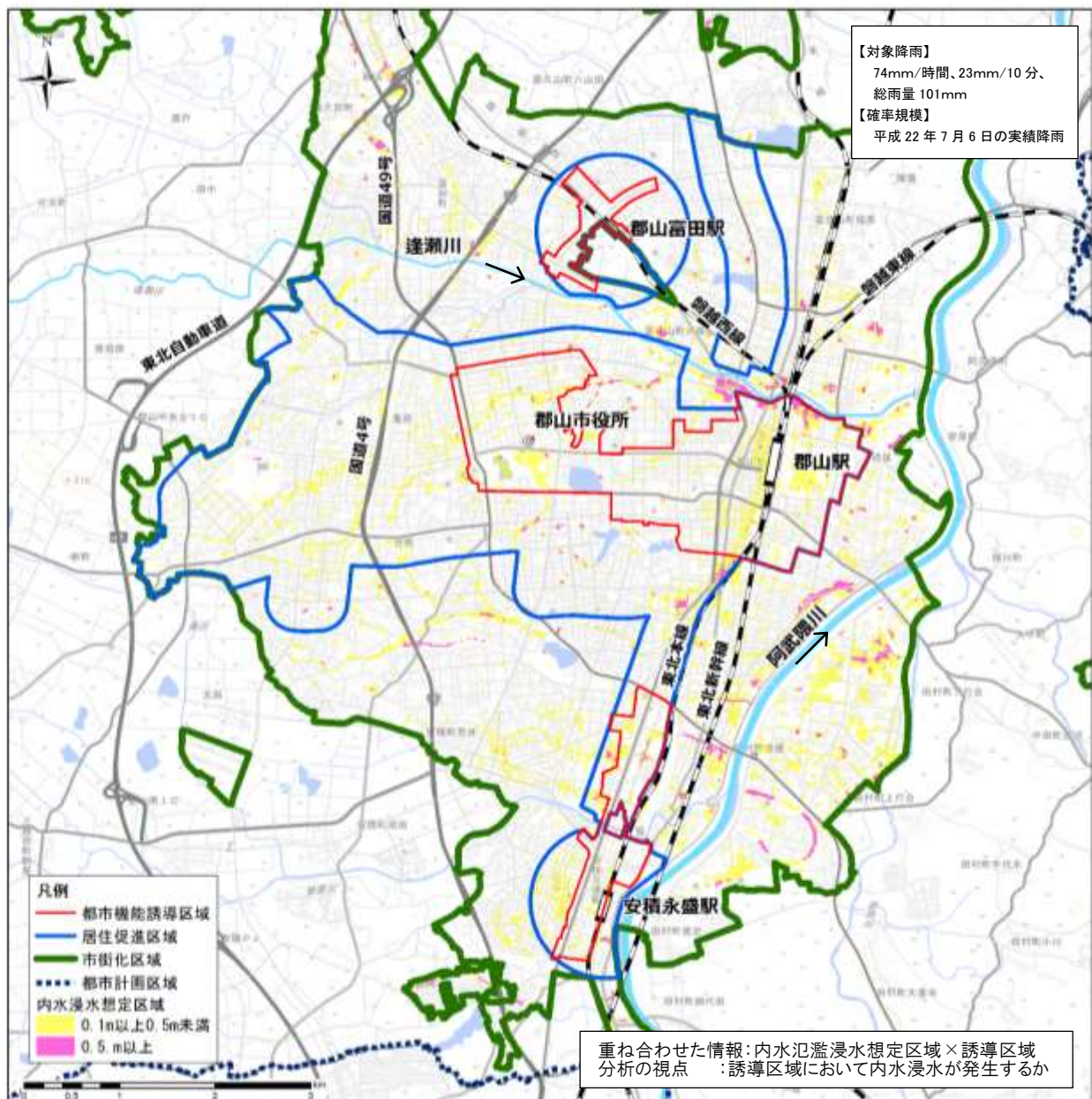
キ 内水浸水想定区域

- ・内水とは、集中豪雨等の発生時に、側溝・下水道や排水路だけでは降った雨を流しきれなくなり、道路や土地・建物が浸水することです。
- ・市街化区域のほぼ全域で内水浸水想定区域が点在しており、大部分において浸水深は0.5m未満となっています。
- ・居住促進区域内の浸水深は、大部分は0.5m未満ですが、谷や窪地になっている土地の一部では0.5m以上の浸水が想定されており、床上浸水の恐れがあります。



※一般の家屋では、浸水深が0.5m以上になると床上浸水の恐れがあるとされています。

●居住促進区域内でも一部の地区で内水氾濫による床上浸水の可能性がある。



図一内水氾濫浸水想定区域

(3) 災害リスクのミクロ分析

居住促進区域において、洪水浸水が想定されている若葉町・桜木一丁目周辺地区、郡山駅周辺地区、図景周辺地区、安積永盛駅周辺地区の4地区について、防災・減災まちづくりに向けた課題を抽出する観点から、以下のとおり災害リスクのミクロ分析を行いました。

ア 洪水浸水想定区域における浸水深別面積の割合と建築物高さ

① 若葉町・桜木一丁目周辺地区

■ 計画規模（L1）

- ・計画規模（L1）の降雨における洪水浸水想定区域（4.7ha）があり、浸水深1m未満が94％（4.4ha）、1～3m未満は6％（0.3ha）、3m以上は0％（0ha）となっています。
- ・主に1階建てと2階建ての建物で構成されている住宅地です。
- ・建物の構造上の工夫や盛土等により災害リスクの低減を図ることが求められます。

●建物の構造上の工夫や盛土等により災害リスクを低減させることが求められる。

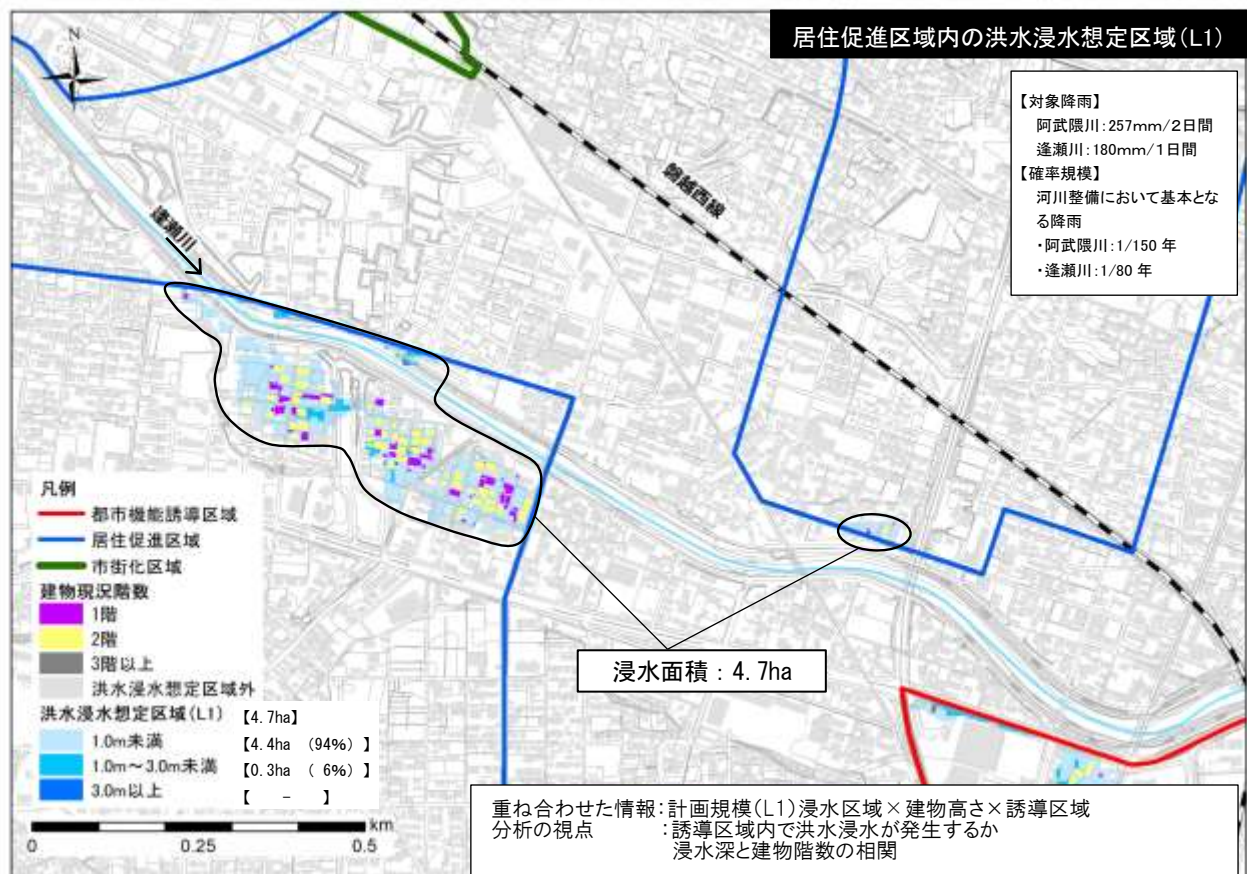


図 洪水浸水想定区域における浸水深別面積の割合と建築物高さ
（若葉町・桜木一丁目周辺地区）

■ 想定最大規模 (L2)

- ・ 想定最大規模 (L2) の降雨における洪水浸水想定区域 (11.6ha) があり、浸水深 1 m 未満が 26% (3.0ha)、1～3 m 未満は 70% (8.1ha)、3 m 以上は 4% (0.5ha) となっています。
- ・ 大部分を占める浸水深 1～3 m 未満の区域では多くの建物で床上浸水が発生すると考えられるため、住民の迅速な避難行動を促すための取組が必要です。

●住民の迅速な避難行動を促すための取組が必要である。

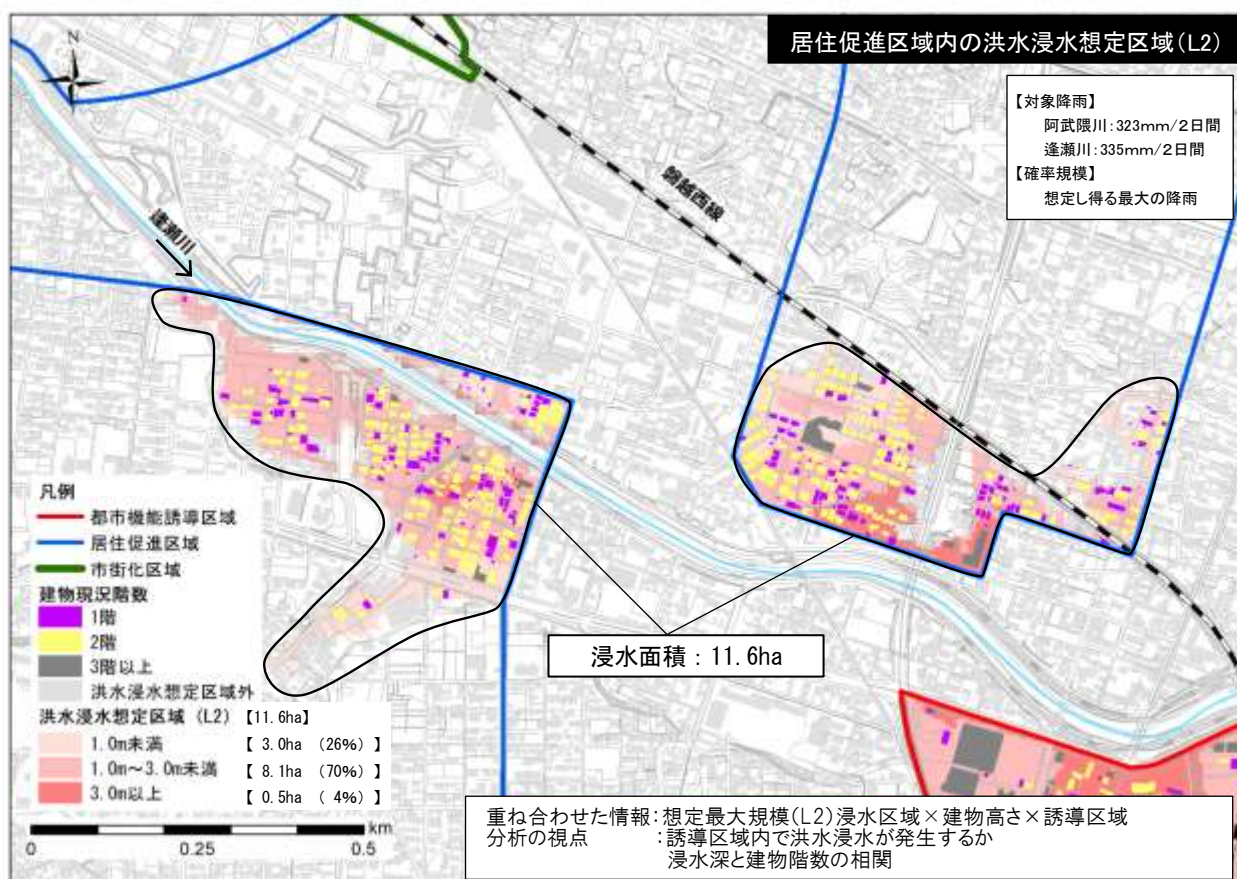


図 洪水浸水想定区域における浸水深別面積の割合と建築物高さ
(若葉町・桜木一丁目周辺地区)

② 郡山駅周辺地区

■ 計画規模 (L1)

- ・計画規模 (L1) の降雨における洪水浸水想定区域 (55.9ha) があり、浸水深 1 m 未満が 35% (19.6ha)、1 ～ 3 m 未満は 51% (28.3ha)、3 m 以上は 14% (8.0ha) となっています。
- ・浸水深が 1 m 以上になる区域が面的に広がっており、床上浸水が発生すると考えられるため、建物の構造上の工夫や盛土等により災害リスクの低減を図ることが求められます。
- ・郡山駅の東側には病院や商業施設などの生活利便施設が集積していることから、浸水時にもそれらの機能を維持するとともに、被災した場合には早期に復旧することが求められます。

●建物の構造上の工夫や盛土等により災害リスクを低減させることが求められる。

●浸水時にも都市機能を維持するとともに早期に復旧することが求められる。

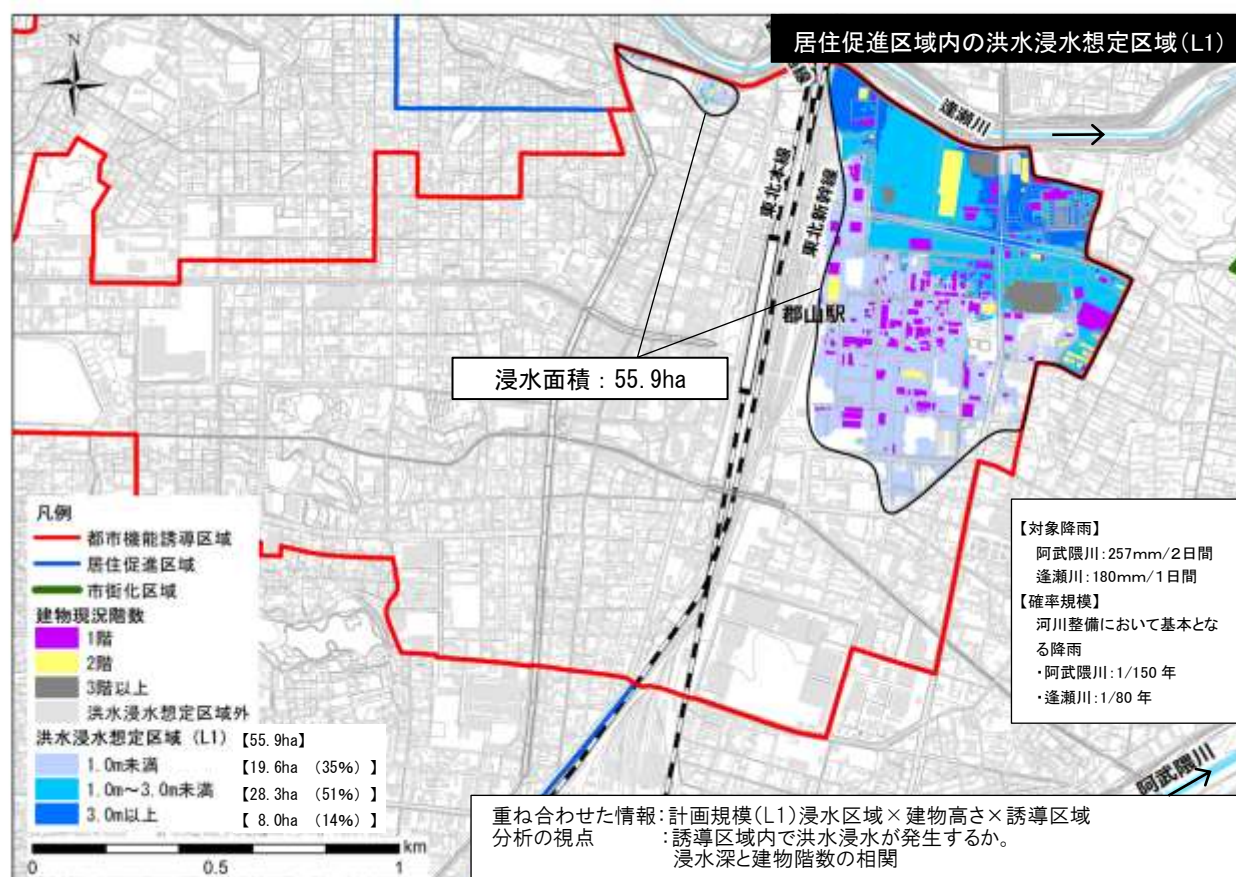


図 洪水浸水想定区域における浸水深別面積の割合と建築物高さ
(郡山駅周辺地区)

■ 想定最大規模（L2）

- ・ 想定最大規模（L2）の降雨における洪水浸水想定区域（182.0ha）があり、浸水深1m未満が8%（13.7ha）、1～3m未満は74%（135.2ha）、3m以上は18%（33.1ha）となっています。
- ・ 計画規模（L1）の降雨の場合と比較して、浸水区域が広がり郡山駅の西側のオフィスや商業施設が集積している市街地にも浸水が達します。
- ・ 郡山駅周辺は、就業者、通学者が集中しているだけでなく、県内外からビジネスや観光、買い物での来訪者も多い地区です。そのため広域的な交通結節点である郡山駅の機能が浸水により停止した場合には帰宅困難者が発生します。
- ・ 浸水深3m以上の区域が北東部で拡大し、北西部の一部でも発生します。また、浸水深1～3m未満の区域も面的に広がることから、住民の迅速な避難行動を促すための取組が必要です。

●交通機能が停止した場合には帰宅困難者が発生する。

●住民の迅速な避難行動を促すための取組が必要である。

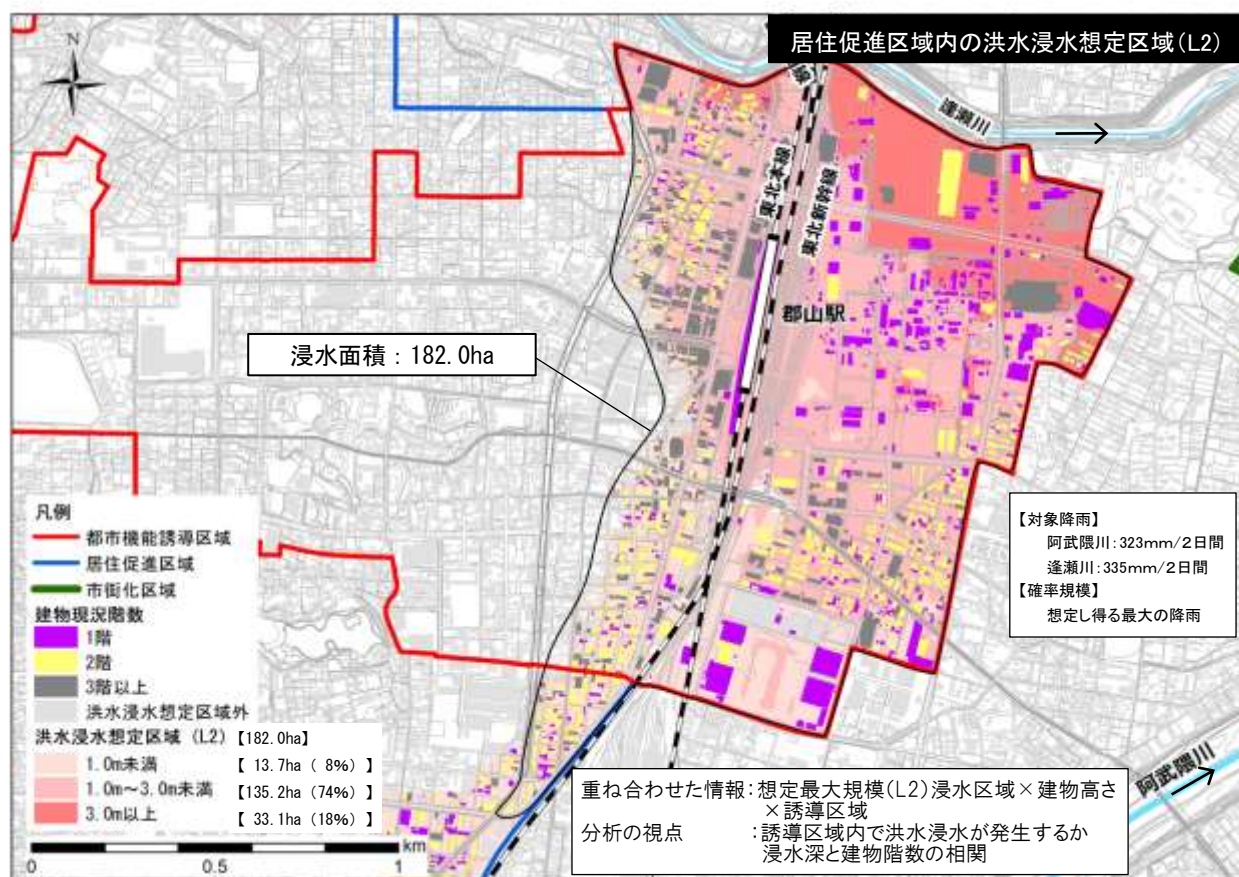


図 洪水浸水想定区域における浸水深別面積の割合と建築物高さ
（郡山駅周辺地区）

③ 図景周辺地区

■ 想定最大規模 (L2)

- ・計画規模(L1)の降雨における洪水浸水想定区域はありません。
- ・想定最大規模(L2)の降雨における洪水浸水想定区域(21.0ha)があり、浸水深1m未満が90%(18.9ha)、1～3m未満は10%(2.1ha)、3m以上は0%(0.1ha未満)となっています。
- ・主要地方道郡山停車場線のロードサイドの1階建てから2階建ての店舗と住宅が混在する地区です。
- ・大部分では浸水深1m未満ですが、住民の迅速な避難行動を促すための取組が必要です。

●住民の迅速な避難行動を促すための取組が必要である。

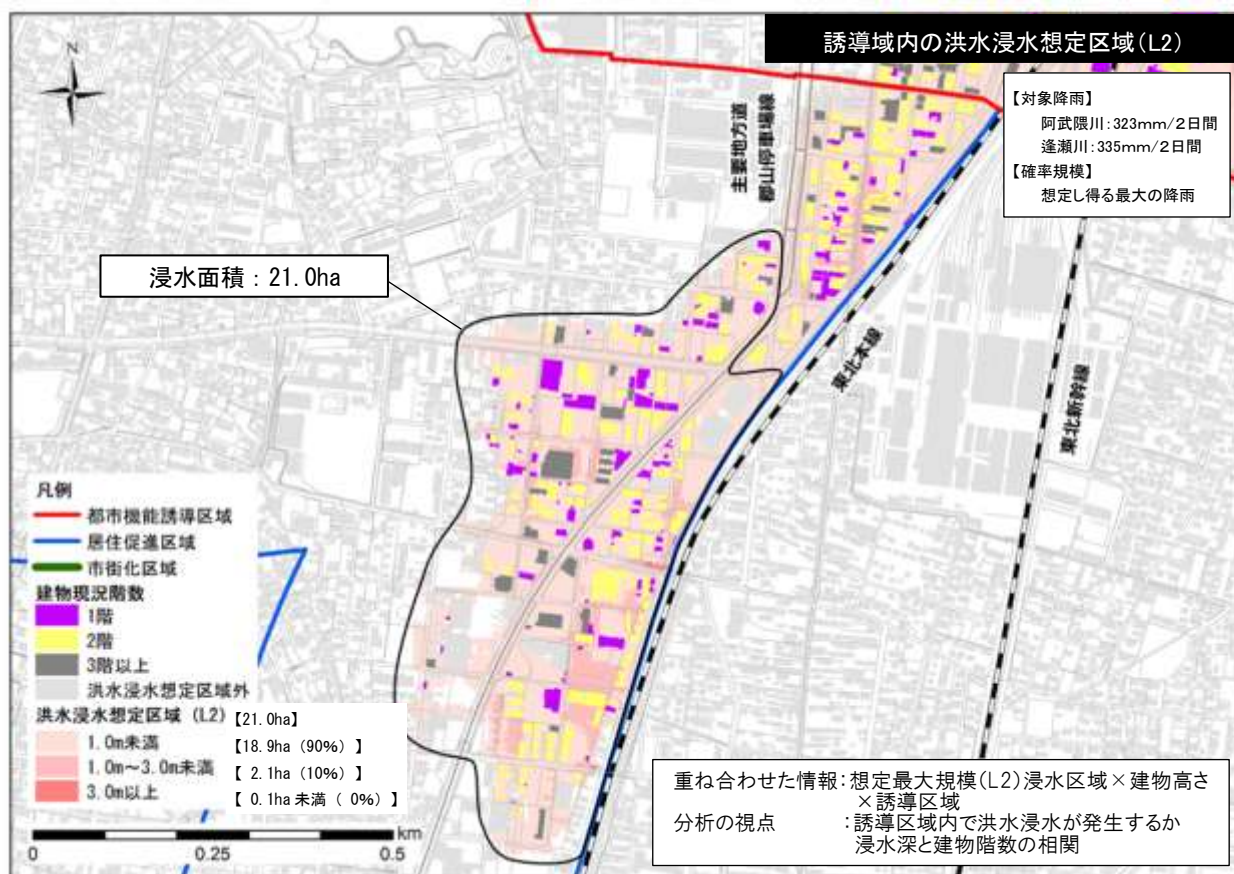


図 洪水浸水想定区域における浸水深別面積の割合と建築物高さ
(図景周辺地区)

④ 安積永盛駅周辺地区

■ 想定最大規模 (L2)

- ・計画規模(L1)の降雨における洪水浸水想定区域はありません。
- ・想定最大規模(L2)の降雨における洪水浸水想定区域(7.2ha)があり、浸水深1 m未満が64%(4.6ha)、1～3 m未満は35%(2.5ha)、3 m以上は1%(0.1ha)となっています。
- ・安積永盛駅の西側の主要地方道郡山停車場線のロードサイドの1階建てから2階建ての店舗と住宅が混在する地区と、東側の主に2階建ての住宅地で構成される地区となっています。
- ・安積永盛駅附近の浸水深1～3 m未満の区域では多くの建物で床上浸水が発生すると考えられるため、住民の迅速な避難行動を促すための取組が必要です。

●住民の迅速な避難行動を促すための取組が必要である。

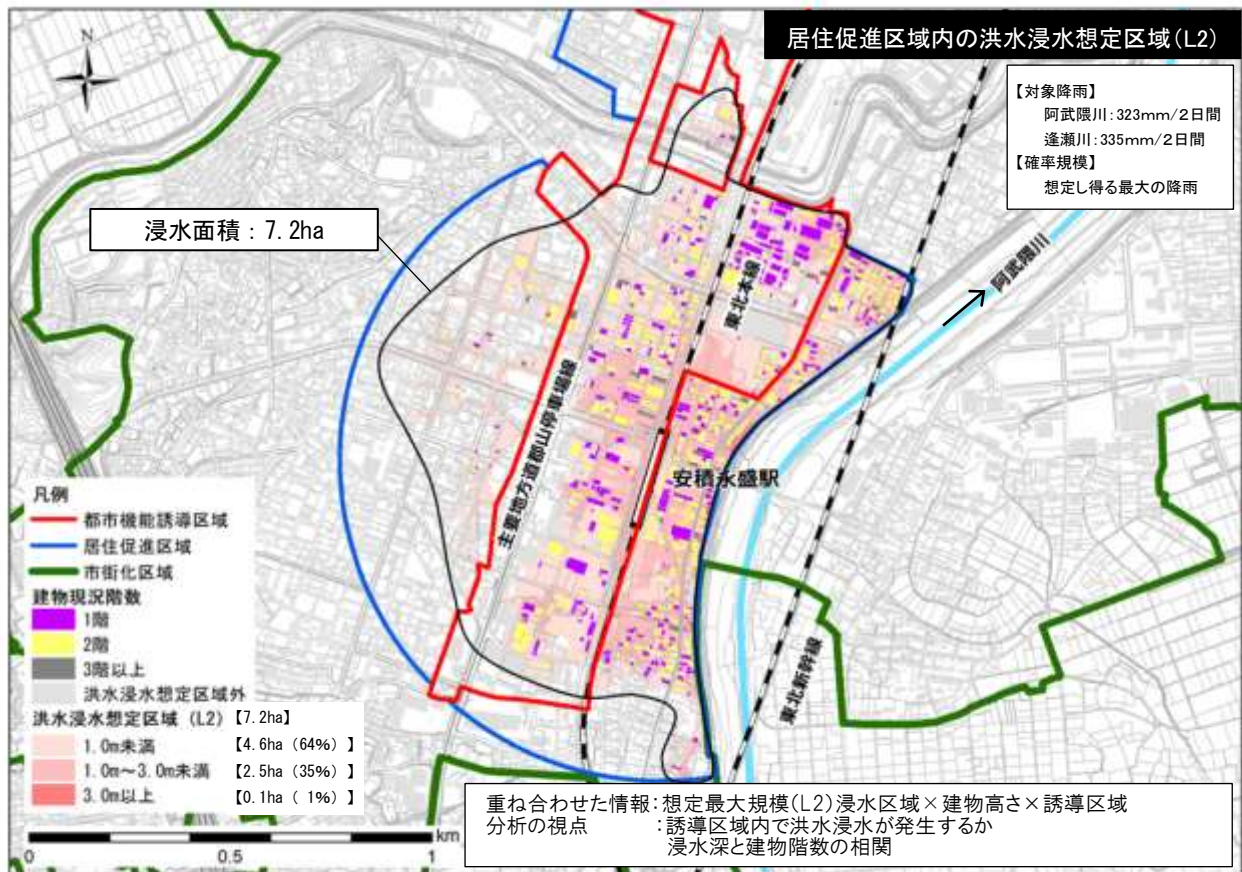


図 洪水浸水想定区域における浸水深別面積の割合と建築物高さ
(安積永盛駅周辺地区)

イ 浸水継続時間と指定避難所

① 若葉町・桜木一丁目周辺地区

- ・逢瀬川の沿川では浸水継続時間が72時間（3日間）を超える区域がありますが、居住促進区域においては、大部分が72時間（3日間）未満となっています。
- ・居住促進区域において指定避難所から500m以上離れている地区があります。

●指定避難所から離れている区域では、早期避難などの対策が必要である。

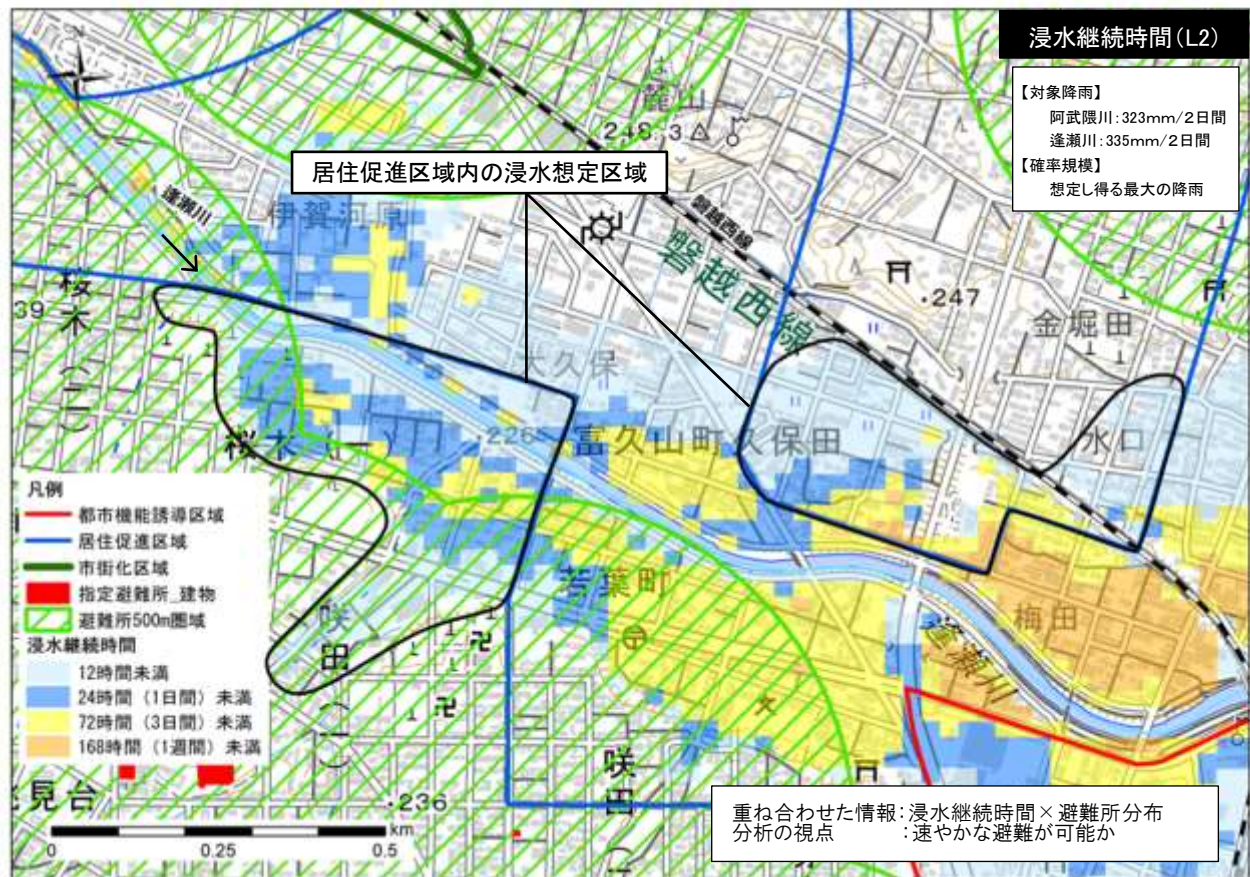


図 浸水継続時間・指定避難所の500m圏域

② 郡山駅周辺地区

- ・浸水継続時間が72時間（3日間）を超える区域は阿武隈川と逢瀬川の合流部から広がっており、居住促進区域の北東部に入り込んでいます。
- ・居住促進区域において、指定避難所から500m以上離れている地区があり、浸水継続時間が上記の72時間（3日間）を超える区域と重なっているため、早期避難など対策が必要です。

●指定避難所から離れている区域では、早期避難などの対策が必要である。

●浸水継続時間が72時間（3日間）を超える地区では、早期避難を基本とするが、各家庭において避難生活に必要な食料等の備蓄などの対策が必要である。

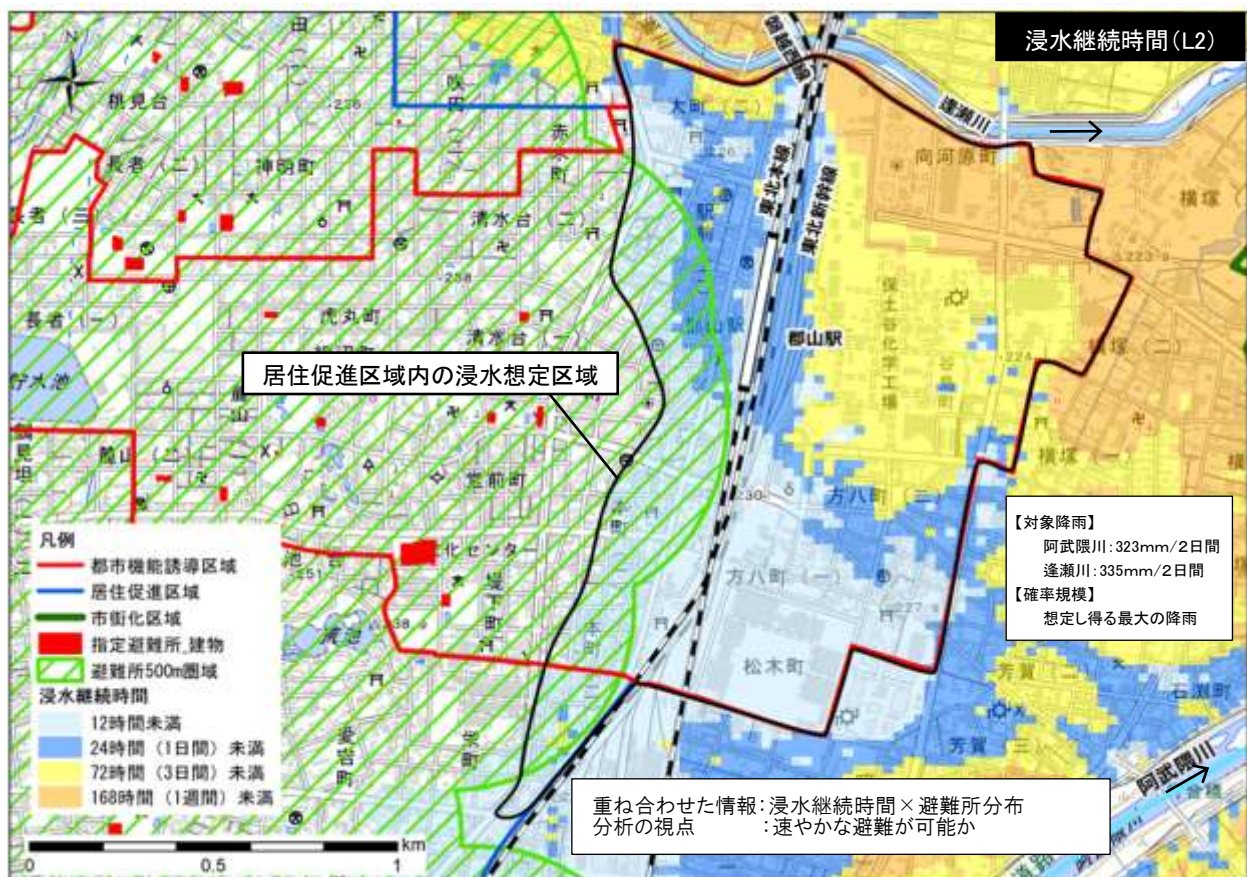


図 浸水継続時間・指定避難所の500m圏域

③ 図景周辺地区

- ・当該地区では浸水継続時間が72時間（3日間）を超える区域はありません。
- ・居住促進区域において、指定避難所から500m以上離れている地区が一部にありますが、浸水継続時間は12時間未満となっております。

指定避難所から離れている区域では、早期避難などの対策が必要である。

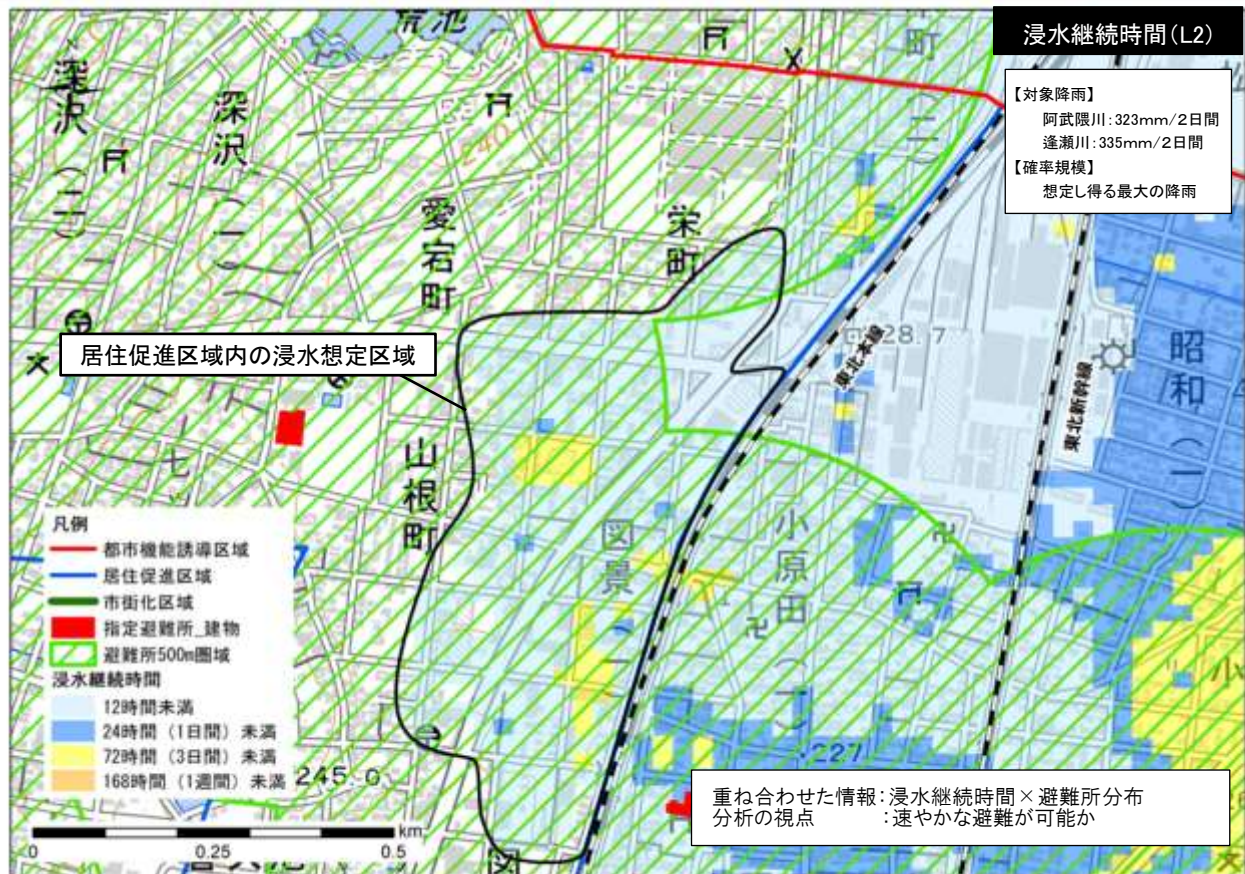


図 浸水継続時間・指定避難所の500m圏域

④ 安積永盛駅周辺地区

- ・当該地区を含む阿武隈川の左岸では浸水継続時間が 72 時間（3 日間）を超える区域はありません。
- ・居住促進区域において、指定避難所から 500m以上離れている地区が安積永盛駅を中心としてありますが、浸水継続時間は大部分が 12 時間未満となっております。

指定避難所から離れている区域では、早期避難などの対策が必要である。

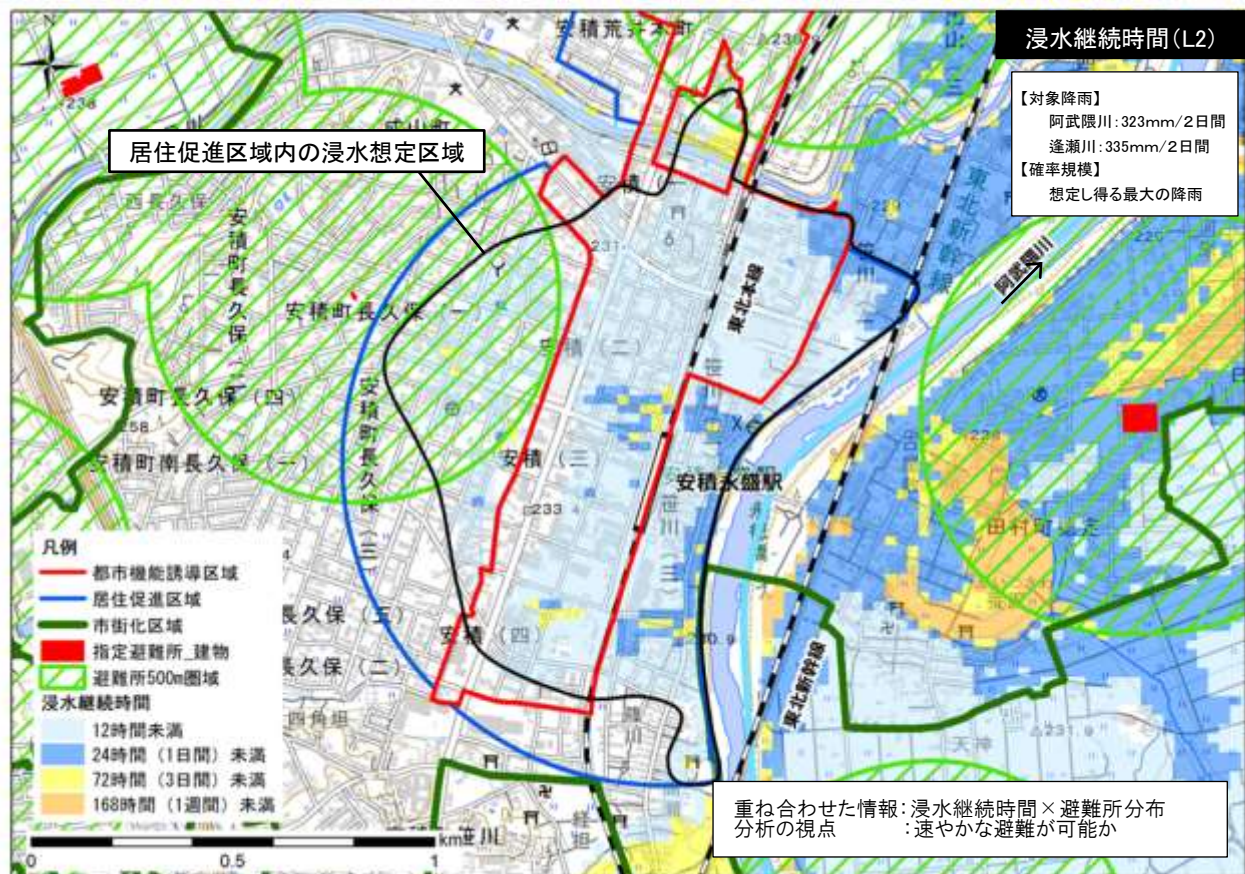


図 浸水継続時間・指定避難所の 500m圏域

6-4 災害リスクの高い地域の課題抽出

災害リスクのマクロ分析・ミクロ分析を踏まえて、居住促進区域の災害リスクの高い地域の課題を以下のとおり抽出しました。

分類	地区	課題
洪水	①若葉町・桜木一丁目周辺地区	《洪水 L1》 ●阿武隈川・逢瀬川の河川整備により災害リスクを低減させることが求められます。 ●浸水が想定される地区であるため、建物の構造上の工夫や盛土等により災害リスクを低減させることが求められます。 《洪水 L2》 ●災害に関する適切な情報発信により、住民の防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促すための取組が必要です。 ●指定避難所から離れている区域では、浸水発生時に早期に避難する環境づくりや、緊急的かつ一時的な垂直避難への備えが必要です。
	②郡山駅周辺地区	《洪水 L1》 ●阿武隈川・逢瀬川の河川整備により災害リスクを低減させることが求められます。 ●浸水が想定される地区であるため、建物の構造上の工夫や盛土等により災害リスクを低減させることが求められます。 ●病院や商業施設などが集積する地区であるため、浸水時にも都市機能を維持するとともに早期に復旧することが求められます。 《洪水 L2》 ●災害に関する適切な情報発信により、住民の防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促すための取組が必要です。 ●広域的な交通結節点であるため、浸水による交通への被害を低減させることが求められます。 ●指定避難所から離れている区域では、浸水発生時に早期に避難する環境づくりや、緊急的かつ一時的な垂直避難への備えが必要です。 ●浸水継続時間が 72 時間を超える地区や浸水による孤立化が懸念される地区では、早期避難など対策が必要です。
	③図景周辺地区	《洪水 L2》 ●災害に関する適切な情報発信により、住民の防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促すための取組が必要です。 ●指定避難所から離れている区域では、浸水発生時に早期に避難する環境づくりや、緊急的かつ一時的な垂直避難への備えが必要です。
	④安積永盛駅周辺地区	《洪水 L2》 ●災害に関する適切な情報発信により、住民の防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促すための取組が必要です。 ●指定避難所から離れている区域では、浸水発生時に早期に避難する環境づくりや、緊急的かつ一時的な垂直避難への備えが必要です。
内水氾濫	居住促進区域全域	●居住促進区域内でも一部の地区で内水氾濫による床上浸水の可能性があるため、床下浸水にとどめ被害を低減することが求められます。

■災害リスクの高い地域の課題

① 若葉町・桜木一丁目周辺地区

洪水(L1)

- 阿武隈川・逢瀬川の河川整備による災害リスクの低減が求められる。
- 建物の構造上の工夫や盛土等による災害リスクの低減が求められる。

洪水(L2)

- 住民の防災意識の向上、迅速な避難行動を促す取組が必要。
- 浸水発生時の早期避難の環境づくりや垂直避難への備えが必要。

③ 図景周辺地区

洪水(L2)

- 住民の防災意識の向上、迅速な避難行動を促す取組が必要。
- 浸水発生時の早期避難の環境づくりや垂直避難への備えが必要。

④ 安積永盛駅周辺地区

洪水(L2)

- 住民の防災意識の向上、迅速な避難行動を促す取組が必要。
- 浸水発生時の早期避難の環境づくりや垂直避難への備えが必要。

■居住促進区域全域の課題

内水

- 床上浸水の恐れがある箇所において、床下浸水にとどめ被害を低減することが求められる。

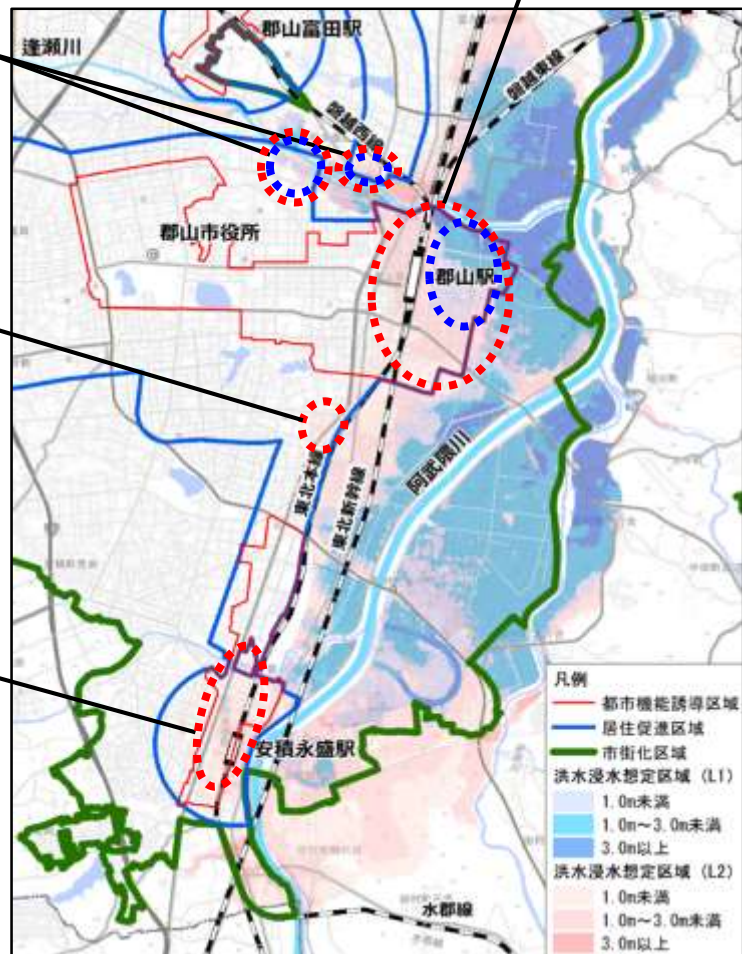
② 郡山駅周辺地区

洪水(L1)

- 阿武隈川・逢瀬川の河川整備による災害リスクの低減が求められる。
- 建物の構造上の工夫や盛土等による災害リスクの低減が求められる。
- 浸水時の都市機能の維持、早期復旧が求められる。

洪水(L2)

- 住民の防災意識の向上、迅速な避難行動を促す取組が必要。
- 浸水による交通への被害の低減が求められる。
- 浸水発生時の早期避難の環境づくりや垂直避難への備えが必要。
- 浸水継続時間が72時間を超える地区や浸水による孤立化が懸念される地区での早期避難など対策が必要。



計画規模(L1)洪水浸水想定区域と居住促進区域の重なる箇所



想定最大規模(L2)洪水浸水想定区域と居住促進区域の重なる箇所

6-5 防災まちづくりの取組

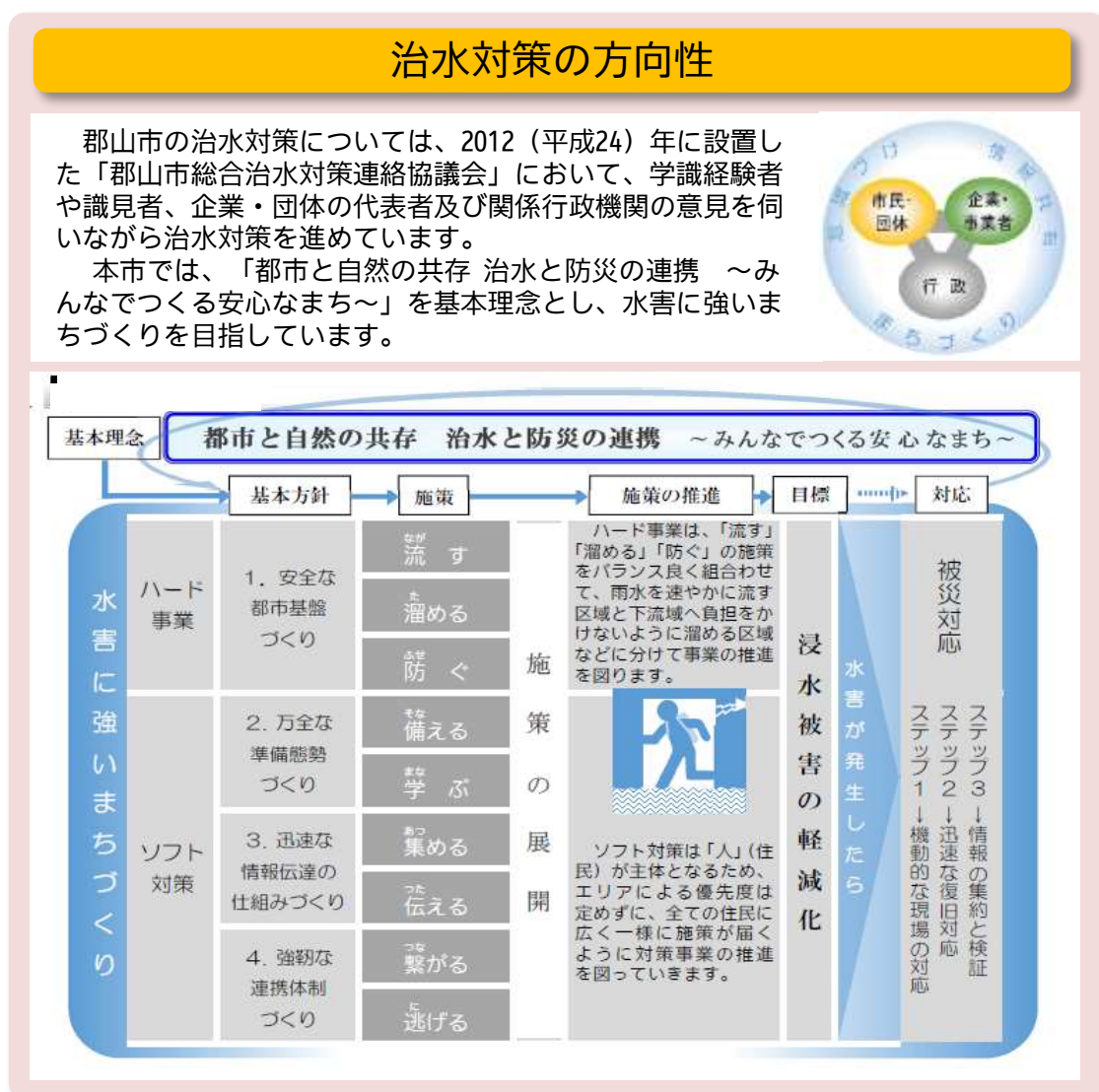
(1) 本市の治水対策

本市の治水対策については、2012（平成24）年に「郡山市総合治水対策連絡協議会」を設置し、学識経験者や識見者、企業・団体の代表者及び関係行政機関の意見を伺いながら治水対策を進めています。

近年の気候変動と都市化の進展に伴う浸水被害は、今までの計画基準をはるかに上回るものであり、施設整備（ハード）だけでは、浸水被害を抑制できない状況が発生しています。

そこで、本市ではハード施設の整備に加えて、ソフト対策を効果的に組み合わせることで浸水被害の軽減を図ることを目標として、将来を見据えた総合的な治水対策について検討を進め、治水の安全度を高めることとしました。

本市の総合的な治水対策を検討する上での基本理念を「都市と自然の共存 治水と防災の連携 ～みんなでつくる安心なまち～」と定め、下図に示す基本方針に沿った全市的な施策の展開によって、ハード事業「治水」とソフト対策「防災」を連携させながら、行政だけでなく市民や事業者とも協力して、浸水被害の軽減を図り、水害に強いまちづくりを目指しています。



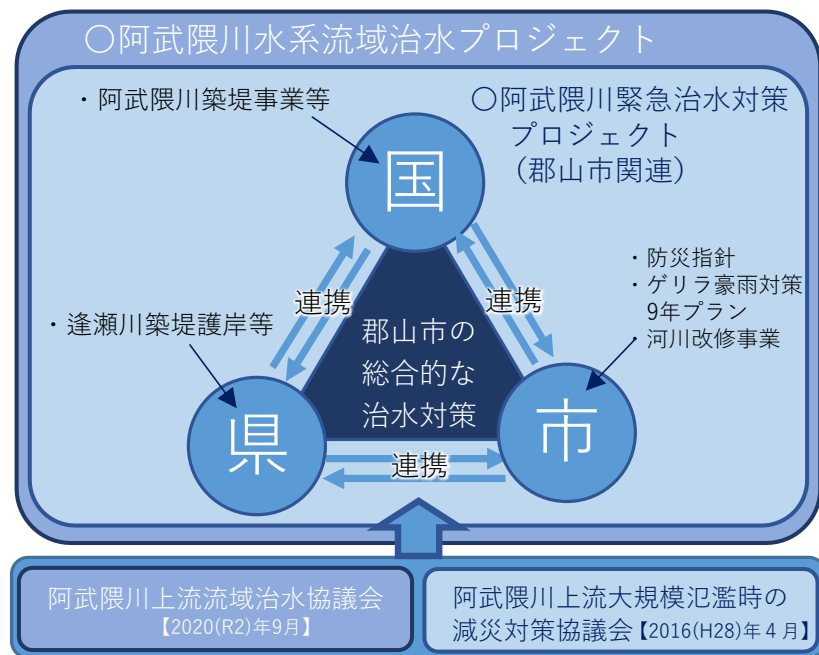
(2) 流域治水対策における国・県・市の推進体制

令和元年東日本台風により、阿武隈川流域では、堤防決壊、越水、溢水、内水氾濫により事業所、家屋等の浸水等、甚大な被害が発生しました。

この災害に対して、2016（平成28）年に国・県・沿川市町村が設置した「阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」では、本川・支川の抜本的な治水対策と流域対策が一体となった総合的な防災・減災対策『阿武隈川緊急治水対策プロジェクト』を2020（令和2）年にとりまとめました。これを踏まえて、国・県・市が連携し、築堤、河川掘削、遊水地整備等の治水対策を2020（令和2）年から進め、概ね10年で実施することとしています。

同プロジェクトでは、ハード整備・ソフト対策が一体となった流域全体における総合的な対策を行うことにより、浸水被害の軽減、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指しています。

また、2020（令和2）年に設置した「阿武隈川上流流域治水協議会」においては、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議が進められています。



(3) 「流域治水」の取組への対応

国においては、まち全体で水害を防ぐ「流域治水」をさらに推進するため都市部の河川沿いで浸水対策を促進する「特定都市河川浸水被害対策法」の改正などを盛り込んだ「流域治水関連法案」を2021（令和3）年2月2日に閣議決定しております。

本市におきましては、このような国の水害対策と歩調を合わせながら防災指針に基づき安全・安心の都市づくりに取り組んでまいります。

(4) 市域全体の取組とスケジュール

本市の治水対策の基本理念に基づき、国・県とも連携しながら市域全体で施策を展開するハード整備とソフト対策の取組とスケジュールを示します。

取組方針と対策の分類	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
災害リスク回避の対策【事前防災】 ・災害時に被災が発生しないようにする（回避する）ための取組	【氾濫域】	・立地適正化計画におけるリスクの低いエリアへの誘導	市	→	→
		・土地利用規制や土地利用とあわせた防災集団移転の検討	市	→	→
災害リスクの低減の対策（ハード） ※対策の程度によっては災害が防止される場合も想定される。 ・雨水貯留施設の整備、河川や下水道整備等	【河川区域】	・阿武隈川緊急治水対策プロジェクト（阿武隈川の河道掘削等）	国	→	→
		・福島県緊急水災害対策プロジェクト（達瀬川の築堤護岸・河道掘削等）	県	→	→
		・準用河川改修の実施	市	→	→
		・普通河川改修の実施	市	→	→
		・河川断面拡大による流下能力の向上（河道掘削・樹木伐採）	国・県・市	→	→
	【氾濫域】	・建物の構造上の工夫（ピロティ化等）や盛土等への支援策検討	市	→	→
		・止水板の設置補助	市	→	→
		・土のう設置の支援体制確保	市	→	→
	【集水域】	・郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（雨水貯留施設等の整備）	市	→	→
		・下水道排水施設の整備（雨水幹線、雨水ポンプ場）	市	→	→
		・雨水流出抑制施設の設置費用の一部補助	市	→	→
		・民間開発者による貯留浸透施設推進	市	→	→
		・排水路の整備（道路側溝、排水路の改修）	市	→	→
		・森林や優良な農地の保全	市	→	→
		・田んぼダムの推進	市	→	→
		・グリーンインフラの検討	市	→	→
災害リスク低減の対策（ソフト） ・氾濫の発生に際し、確実な避難や被害軽減、早期の復旧・復興のための対策	【河川区域】	・簡易型河川監視カメラ等の設置	国・県・市	→	→
		・排水樋門の遠隔操作化	市	→	→
	【氾濫域】	・3Dによる浸水リスクの視覚化	国・市	→	→
		・公園施設の構造上の工夫（高盛土等）による避難場所の整備検討	市	→	→
		・水位観測所への回転灯設置	市	→	→
		・道路冠水監視システム（ライブカメラ）の設置	市	→	→
		・内水ポンプの電源確保（電源の副次化・商用電源化）	市	→	→
		・洪水ハザードマップ掲載の主要な橋梁に名称看板の設置	市	→	→
		・避難案内看板設置	市	→	→
		・民間施設との災害協定（垂直避難場所、一時避難場所、車両避難所等）	市	→	→
		・水防資器材の適切な管理	市	→	→
	【集水域】	・洪水ハザードマップ、内水ハザードマップの普及啓発	市	→	→
		・住民による地区防災マップ作成の支援	市	→	→
		・住民によるマイタイムラインの作成の普及	県・市	→	→
		・テレビやコミュニティFM等情報発信体制の充実	市	→	→
		・地域防災リーダーの育成	市	→	→
		・避難所混雑状況の可視化	市	→	→

■準用河川改修（河川拡幅・堤防強化）



■雨水貯留施設等の整備



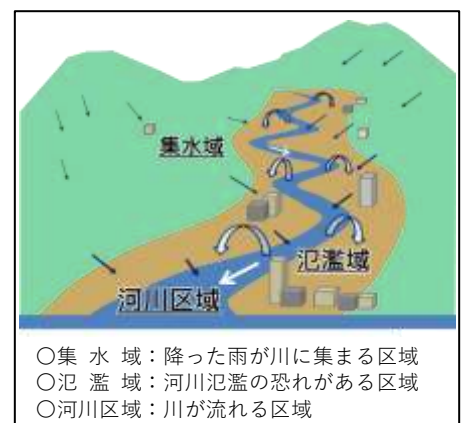
供用開始前

■止水板の設置補助



供用開始後

→ 実施 - - - 検討



(5) 居住促進区域内における具体的な取組

本市の治水対策の基本理念に基づき、居住促進区域において安全なまちづくりを目指して実施又は検討するハードとソフト対策に関して、取組方針と具体的な取組を以下のとおり定めます。

■基本理念

都市と自然の共存 治水と防災の連携 ～みんなでつくる安心なまち～

■取組方針

① 若葉町・桜木一丁目周辺地区

洪水(L1) ⇒ リスクの低減

- 阿武隈川の河道掘削等、逢瀬川の築堤護岸・河道掘削等により災害リスクを低減させる。
- 災害リスク低減のため建物構造の工夫や盛土等の支援策を検討する。
- 災害に備えて河川水位等の監視を強化する。

洪水(L2) ⇒ リスクの低減

- 災害リスクの視覚可等により防災意識の向上を図る。
- 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る。

内水 ⇒ リスクの低減

- 床上浸水被害を床下浸水にとどめるよう取り組む。

③ 図景周辺地区

洪水(L2) ⇒ リスクの低減

- 災害リスクの視覚可等により防災意識の向上を図る。
- 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る。
- 浸水時の安全確保のため、道路冠水の監視を強化する。

内水 ⇒ リスクの低減

- 床上浸水被害を床下浸水にとどめるよう取り組む。

④ 安積永盛駅周辺地区

洪水(L2) ⇒ リスクの低減

- 災害リスクの視覚可等により防災意識の向上を図る。
- 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る。
- 浸水時の安全確保のため、道路冠水の監視を強化する。

② 郡山駅周辺地区

洪水(L1) ⇒ リスクの低減

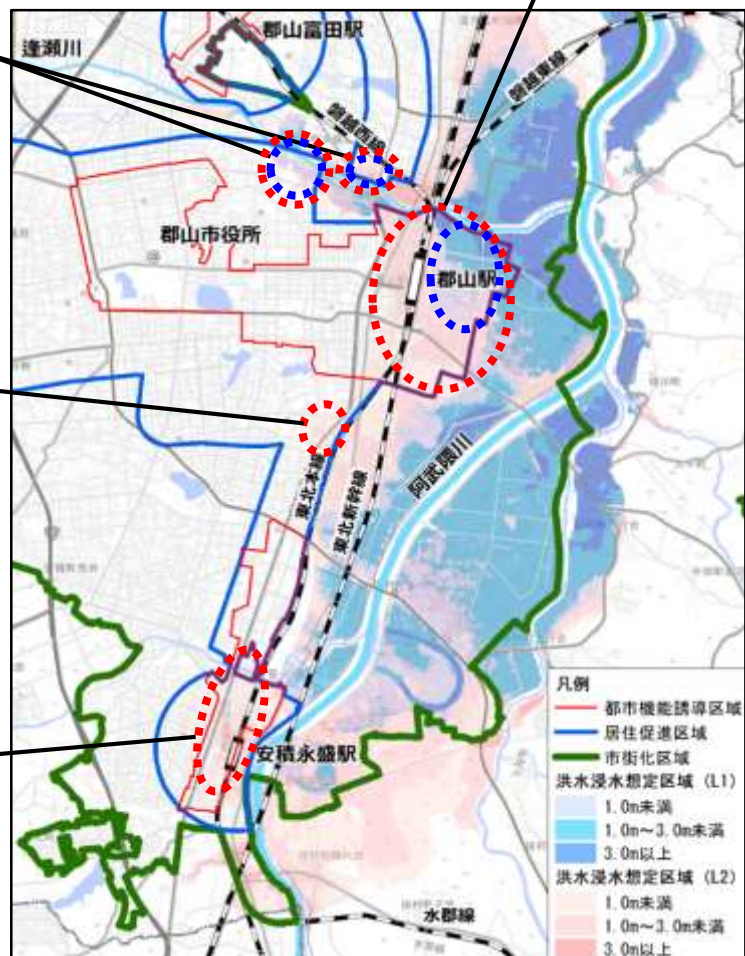
- 阿武隈川・逢瀬川の河道掘削等により災害リスクを低減させる。
- 災害リスク低減のため建物構造の工夫や盛土等の支援策を検討する。
- 災害に備えて河川水位等の監視を強化する。

洪水(L2) ⇒ リスクの低減

- 災害リスクの視覚可等により防災意識の向上を図る。
- 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る。
- 浸水時の安全確保のため、道路冠水の監視を強化する。

内水 ⇒ リスクの低減

- 床上浸水被害を床下浸水にとどめるよう取り組む。



- 計画規模(L1)洪水浸水想定区域と居住促進区域の重なる箇所
- 想定最大規模(L2)洪水浸水想定区域と居住促進区域の重なる箇所

■具体的な取組

地区	取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
① 若葉・桜木一丁目周辺地区	洪水	≪洪水L1≫ ・「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」及び「福島県緊急水災害対策プロジェクト」による阿武隈川と逢瀬川の河道掘削等により災害リスクを低減させ、安全度の向上に取り組む。	・阿武隈川の河道掘削等 ☆	国	→	
		・災害リスクを低減させるため、建物の構造上の工夫への支援策を検討する。	・逢瀬川の築堤護岸・河道掘削等 ★	県	→	
		≪洪水L2≫ ・適切な情報の発信や、3Dによる浸水リスクの視覚化により防災意識の向上を図ることで、住民自らが迅速な避難を実行し災害リスクを低減することを基本とし、居住促進区域として安全・安心に生活できるよう引き続き検討を進めていく。	・建物の構造上の工夫（ピロティ化等）や盛土等への支援策検討	市	→	→
			・逢瀬川への簡易型河川監視カメラ等の設置 ★	県	→	
			・排水樋門の遠隔操作化	市	→	→
			・3Dによる浸水リスクの視覚化	国・市	→	
			・避難案内看板設置	市	→	
			・洪水ハザードマップ掲載の主要な橋梁に名称看板の設置	市	→	
	内水	・「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」により床上浸水被害を床下浸水にとどめるよう取り組む。	・雨水貯留施設等の整備 ◆	市	→	
			・放流管の整備 ◆	市	→	
② 郡山駅周辺地区	洪水	≪洪水L1≫ ・「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」及び「福島県緊急水災害対策プロジェクト」による阿武隈川と逢瀬川の河道掘削等により災害リスクを低減させ、安全度の向上に取り組む。	・阿武隈川の河道掘削等 ☆	国	→	
		・災害リスクを低減させるため、建物の構造上の工夫への支援策を検討する。	・逢瀬川の河道掘削等 ★	県	→	
		≪洪水L2≫ ・適切な情報の発信や、3Dによる浸水リスクの視覚化により防災意識の向上を図ることで、住民自らが迅速な避難を実行し災害リスクを低減することを基本とし、居住促進区域として安全・安心に生活できるよう引き続き検討を進めていく。 ※）中高頻度で発生する可能性がある降雨によって浸水が想定される地区においては、特に積極的な情報発信や建物の構造上の工夫への支援策の検討に努める。	・建物の構造上の工夫（ピロティ化等）や盛土等への支援策検討	市	→	→
			・阿武隈川への簡易型河川監視カメラ等の設置 ☆	国	→	
			・排水樋門の遠隔操作化	市	→	→
			・3Dによる浸水リスクの視覚化	国・市	→	
			・避難案内看板設置	市	→	
			・洪水ハザードマップ掲載の主要な橋梁に名称看板の設置	市	→	
	内水	・「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」により床上浸水被害を床下浸水にとどめるよう取り組む。	・道路冠水監視システム（ライブカメラ）の設置	市	→	→
			・雨水ポンプ等の整備 ◆	市	→	
③ 図景周辺地区	洪水	≪洪水L2≫ ・適切な情報の発信や、3Dによる浸水リスクの視覚化により防災意識の向上を図ることで、住民自らが迅速な避難を実行し災害リスクを低減することを基本とし、居住促進区域として安全・安心に生活できるよう引き続き検討を進めていく。	・排水管の整備 ◆	市	→	
		≪洪水L2≫ ・適切な情報の発信や、3Dによる浸水リスクの視覚化により防災意識の向上を図ることで、住民自らが迅速な避難を実行し災害リスクを低減することを基本とし、居住促進区域として安全・安心に生活できるよう引き続き検討を進めていく。	・3Dによる浸水リスクの視覚化	国・市	→	
			・避難案内看板設置	市	→	
			・道路冠水監視システム（ライブカメラ）の設置	市	→	→
	内水	・「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」により床上浸水被害を床下浸水にとどめるよう取り組む。				
④ 安積永盛駅周辺地区	洪水	≪洪水L2≫ ・適切な情報の発信や、3Dによる浸水リスクの視覚化により防災意識の向上を図ることで、住民自らが迅速な避難を実行し災害リスクを低減することを基本とし、居住促進区域として安全・安心に生活できるよう引き続き検討を進めていく。	・雨水貯留施設等の整備 ◆	市	→	
			・排水樋門の遠隔操作化	市	→	→
			・3Dによる浸水リスクの視覚化	国・市	→	
			・避難案内看板設置	市	→	
			・洪水ハザードマップ掲載の主要な橋梁に名称看板の設置	市	→	

☆「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」 ★「福島県緊急水害対策プロジェクト」

◆「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」

→ 実施 → 検討

6-6 区域の見直しについて

本市においては前述のとおり、令和元年東日本台風により、大規模な浸水被害が発生しましたが、立地適正化計画では、計画規模(L1)の降雨に基づく浸水深1mを超える箇所については、原則として居住促進区域から除外しているため、居住促進区域における浸水被害は限定的でした。

また、本市では、「郡山市総合治水対策連絡協議会」において、総合的な治水対策の検討を行い、基本理念を「都市と自然の共存 治水と防災の連携 ～みんなでつくる安心なまち～」と定め、ハード整備とソフト対策を連携させながら、行政だけでなく市民や事業者とも協力して、浸水被害の軽減を図り、水害に強いまちづくりを目指しています。

さらに、流域治水対策における推進体制については、「阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」及び「阿武隈川上流流域治水協議会」において、国・県・市が連携して、流域全体で水害を軽減させる治水対策に取り組んでいます。

居住促進区域等については、既に計画規模(L1)の降雨に基づく浸水深1mを超える箇所を原則除外して、関係機関との連携により水災害対策に取り組んできたところであり、都市構造や人口分布、都市の歴史的な形成・経緯等を考慮し、住宅等の立地の誘発を図るため、水災害に対応したハード・ソフト対策を位置付けることによって、現区域を引き続き維持し、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症がもたらすニューノーマルに配慮した「防災コンパクト都市」を目指して取り組んでまいります。